上越市地域防災計画

津波災害対策編

令和8年10月

上越市防災会議

津 波 災 害 対 策 編 目 次

第１部　総　則

第 1 節　計画作成の趣旨……1
第 2 節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱……5
第 3 節　上越市の特性……9
第 4 節　津波防災地域づくりの推進に関する対応方針……19
第 5 節　津波浸水想定……22
第 6 節　地形特性に応じた対策の方向性……29

第２部　津波災害対策

第１章　災害予防計画……33

第 1 節　防災教育・訓練……33
第 2 節　自主防災組織の育成……41
第 3 節　防災まちづくり……44
第 4 節　集落孤立対策……48
第 5 節　避難体制の整備……49
第 6 節　要配慮者の安全確保……59
第 7 節　火災の予防……60
第 8 節　水防活動体制の整備……61
第 9 節　救急・救助体制の整備……64
第 10 節　医療救護体制の整備……65
第 11 節　食料・生活必需品等の確保……66
第 12 節　廃棄物処理体制の整備……68
第 13 節　治山・砂防・河川・海岸施設等の地震・津波対策……69
第 14 節　農地・農業用施設の地震・津波対策……70
第 15 節　道路・橋梁・トンネル等の地震・津波対策……72
第 16 節　港湾・漁港施設の地震・津波対策……74
第 17 節　建築物等の災害予防……75
第 18 節　鉄道事業者の地震・津波対策……78
第 19 節　非常用通信網の整備と地震・津波対策……79
第 20 節　放送事業者の地震・津波対策……80
第 21 節　電気通信事業者の地震・津波対策……81
第 22 節　電力供給事業者の地震・津波対策……82

第 23 節　ガス事業者等の地震・津波対策・・・

第 24 節　遺体等の捜索・処理・埋葬 132
第 25 節　防疫及び保健衛生対策 133
第 26 節　廃棄物処理対策 134
第 27 節　学校における応急対策 135
第 28 節　園児・児童・生徒に対するこころのケア対策 136
第 29 節　被災建築物応急危険度判定 137
第 30 節　被災宅地危険度判定 138
第 31 節　被害家屋調査・罹災証明書の発行 139
第 32 節　公衆通信の確保（電話） 140
第 33 節　電力供給応急対策 141
第 34 節　ガスの安全、供給対策 142
第 35 節　給水・上水道施設の応急対策 143
第 36 節　下水道等施設の応急対策 144
第 37 節　工業用水道施設の応急対策 145
第 38 節　危険物等施設の応急対策 146
第 39 節　道路・橋梁・トンネル等の応急対策 147
第 40 節　港湾・漁港施設の応急対策 148
第 41 節　鉄道事業者の応急対策 149
第 42 節　治山・砂防施設等の応急対策 150
第 43 節　河川・海岸施設の応急対策 151
第 44 節　農地・農業用施設の応急対策 152
第 45 節　農林水産業応急対策 153
第 46 節　商工業応急対策 154
第 47 節　文化財等応急対策 155
第 48 節　障害物処理対策 156
第 49 節　ボランティア受入れ 157
第 50 節　義援金の受入れ・配分 158
第 51 節　義援物資対策 159
第 52 節　住宅応急対策 160
第 53 節　災害救助法による救助 161

第３章　災害復旧・復興計画 162
第 1 節　民生安定化対策 162
第 2 節　融資・貸付その他資金等による支援 163
第 3 節　公共施設等災害復旧対策 164
第 4 節　災害復興対策 165

津 波 災 害 対 策 編

第1部　総　　則

第１節　計画作成の趣旨

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定により、上越市防災会議が国の中央防災会議の定める防災基本計画に基づき作成する計画で、上越市や新潟県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条の規定に基づき、県が定める新潟県石油コンビナート等防災計画による。

２　計画作成等の基本的方針

地域防災計画の作成及び運用にあたっては、本市の地域及び災害特性を踏まえ、さらに、過去に発生した災害の状況及び実施した措置等を十分に参考にした上で、以下の基本的方針のもと推進するものとする。

⑴　地震・津波災害対策の推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード9.0という過去最大級の地震によって生じた未曾有の大災害であり、死者・行方不明者が2万人に迫る記録的な被害をもたらした。特に岩手県、宮城県、福島県における死者の9割以上が津波によるものであった。

また、この地震と津波の発生により、福島第一原子力発電所では、全交流電源が喪失したことにより核燃料の溶融・水素爆発等が発生した。

本市においても、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震では、柿崎区、吉川区及び三和区で震度6弱を、また、市内のほぼ全域で震度5弱以上の揺れを観測した。このため、市内では重軽傷者158人に及ぶ人的被害や全壊14棟、大規模半壊1棟、半壊61棟及び一部損壊2,644棟（平成20年3月5日現在）など住家の被害が発生したほか、公共の建物や道路、農業施設及び民間企業の資産等に多くの被害が発生した。この地震の発生時には、柏崎刈羽原子力発電所の火災事故等も発生している。また、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、最大震度5強を観測するとともに、津波警報が発令され、船見公園では遡上高が5.9mに達する津波が発生した。地震による強い揺れや沿岸部での津波によって1,700棟を超える建物被害が発生したほか、国道8号を始めとする国・県・市道、ライフラインである上下水道、さらには直江津港や漁港など、数多くの基幹的インフラ施設に被害が生じた。

このようなことから、地震及び津波被害に強いまちづくりを行うため、都市施設の耐震化向上並びに避難場所及び避難所の確保等を図るとともに、耐震診断に係る費用の補助等を行い、さらに複合災害や広域災害、長期避難に留意したソフト面での災害予防及び減災対策の推進に努める。

⑵　水害対策の推進

関川、保倉川、柿崎川、名立川、桑取川及びこれらに合流する中小河川の流域では、過去に幾度となく水害が発生しており、また、近年では局地的豪雨による内水氾濫も発生している。引続き治水施設等の整備を推進

し、水害のないまちづくりを目指すとともに、洪水への警戒避難体制の整備に努める。

⑶　土砂災害対策の推進

本市には中山間地や丘陵地が広く分布し、これらの地域の多くは地すべり指定地となっている。このため、地震及び風水害等に起因する地すべり、斜面崩壊、土石流等の土砂災害の危険性が高いことから、土砂災害対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害への警戒避難体制と情報伝達体制の整備に努める。

⑷　原子力災害対策の推進

東北地方太平洋沖地震では、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散により避難時の情報伝達やモニタリング、広域避難・長期避難や広域除染、汚染された廃棄物の処理、飲食物の摂取制限や出荷制限等多くの課題が生じた。

市では、柏崎刈羽原子力発電所で事故が発生した場合を想定し、事故時の情報伝達、退避・避難、広域避難等の強化・見直し、医療体制の強化等、原子力災害対策を促進する。

⑸　一般事故災害対策の推進

近年、社会経済活動はますます高度化、多様化、複雑化しており、道路、鉄道及び危険物等の大規模な事故をはじめ様々な事故災害が発生しているため、これらの事故や災害に対する防災対策の推進を図る。

⑹　地域ぐるみの防災活動の推進

高齢化や過疎化が進行する地域社会にあって、災害時における「自助」「共助」の取組が不可欠となっている。このため、市民の一人ひとりが防災に対して正しい知識を持ち、また要配慮者への支援等が迅速かつ円滑に行われるよう、市民の防災意識、知識及び災害対応能力の向上や防災活動への自発的参加を図るとともに、避難支援者（親族、近隣住民、自主防災組織、消防団及び防災士等）の地域力を中心とした活動を地域ぐるみの防災活動の推進を図る。

３　計画の性格及び構成

この計画は、法第 42 条の規定に基づき、本市における災害対策に関する総合的かつ基本的な事項を定めるものであり、上越市防災会議が策定するものである。

本計画の構成は、次のとおりとする。

○　地震災害対策編
○　津波災害対策編
○　自然災害対策編
　風水害対策（竜巻・暴風、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による災害）、雪害対策、火山災害対策
○　原子力災害対策編
○　一般災害対策編
　大規模火災対策、林野火災対策、油流出事故災害対策、海上事故災害対策、鉄道事故災害対策、道路事故災害対策、危険物等事故災害対策、集団事故災害対策
○　資料編

４　関連計画との整合

この計画は、本市の自然条件及び社会的条件を基本に作成するものであり、その内容については法及び他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を行い、整合を図るものとする。

また、本市の「上越市第７次総合計画」は市政運営とまちづくりに関する最上位計画であり、めざす都市の姿とそれを実現させるための方策を示すものであるが、防災に関する施策もこの総合計画に基づき実施される。こうしたことから、本計画は、総合計画の基本政策である「あらゆる災害に柔軟に対応する力の向上」及び「日常を支える安心安全の土台の強化」の施策について、防災及びその関連分野から体系化する側面を有するものである。

５　計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、上越市防災会議において修正を行う。また、この計画は、本市の職員をはじめ各防災関係機関に周知し、市民の理解を得るよう努めるものとする。

６　実施要領等の整備

市の各部局、課等及び総合事務所は、この計画に基づきそれぞれ処理すべき防災業務について必要な事項の実施要領やマニュアル等を定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制の整備に努める。

７　計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進を図る。

８　複合災害への配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について各業務においてあらかじめ配慮する。地震災害対策編の第１部第４節「複合災害時の対策」において総括的な方針を示すほか、本編では第２部の各節において具体的な対応策を示す。

９　共通用語等

本計画における用語の定義は次のとおりとする。

⑴　要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（法第８条第２項関係）

対　象　者	災害時に配慮が必要と思われるもの		
	情報伝達 （危険認知・判断）	避難行動	避難生活
高齢者（災害時に介護を必要とする人）	○	○	○
障害者（身体、知的、精神）	○	○	○
乳幼児（小学校就学前の子供）	○	○	○
傷病者（被災による負傷を含む）	○	○	○
外国人（居住者又は旅行者）	○	○	○
妊産婦		○	○

⑵　避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。（法第 49 条の 10 関係）

⑶　市民等

市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネス等で市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人等、市内の全ての人をいう。

⑷　自主防災組織

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。（法第２条の２関係）

⑸　指定緊急避難場所

指定される災害に対して安全であり、緊急の場合まず一時的に身の安全を確保するための場所又は施設をいう。（法第 49 条の４関係）

⑹　指定避難所

被災者が災害の危険性がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった市民等が一時的に滞在する施設をいう。（法第 49 条の７関係）

⑺　福祉避難所

災害時に体育館など一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所をいう。

⑻　罹災証明書

災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。（法第 90 条の２関係）

⑼　被災者台帳

被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（法第 90 条の３関係）

第２節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

１　防災関係機関及び市民の役割

⑴　市民、地域、防災関係機関による取組の推進と相互の支援・協力による補完体制の構築

自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることから、市民、地域、防災関係機関の各主体がそれぞれの責任のもと災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動を推進し、あわせて各主体が不足する能力を外部からの支援と相互協力により補完する体制を構築するなど、地域防災力の充実強化のため、相互に連携を図りながら協力する。

①　市民・企業等の役割

ア　市民・企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者について、災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たすよう努める。

イ　市民は、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努める。

ウ　市民は、その地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

エ　企業は、災害が発生した場合に地域で即座に対応することができる消防団が地域防災力の中核的な役割を果たすことを踏まえ、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、配慮する。

オ　市民・企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自ら守る」という意識を持ち行動するように努める。

カ　企業等は、その立地する地域において、市民の行う防災活動への協力に努める。

②　地域の役割

ア　地域のつながりが災害時に大きな力を発揮することから、町内会を主体とした積極的な地域コミュニティ活動を行い、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

イ　地域防災力の根幹となる自主防災組織の結成を進めるとともに、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防団が地域防災力の中核的な役割を果たすことから、地元消防団と連携した防災訓練の実施及び防災士を活用した組織の活性化に努める。

③　市、県及び防災関係機関の役割

ア　市民及び企業等による自らの安全を確保するための取組を推進するため、啓発及び環境整備など支援に努める。

イ　災害発生時の市民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ効果的に実施するため、災害対応能力の維持・向上と体制整備に努める。

(ｱ)　専門知識を有する職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

(ｲ)　職員の教育・研修・訓練の充実

(ｳ)　業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また災害発生時においても機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備

(ｴ)　緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築

(ｵ)　災害対応経験者のリスト化など、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備、また退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保

(ｶ)　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用

ウ　相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。

エ　市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

④　支援と協力による補完体制の整備

防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援のほか、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

⑵　要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

①　各業務の計画策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本編では、第２部の第１章第６節、第２章第８節を中心として具体的な対応策を示す。

②　計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

⑶　感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

⑷　計画の実効性の確保

防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

①　過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

②　関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

③　研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

⑸　市全体の防災力の計画的な向上

市は、防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するほか、市民・企業等にも広く参画を求めて地域防災力の充実強化を図るとともに、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。

２　防災関係機関及び市民の責務

⑴　市の責務

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

⑵　県の責務

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア　政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ　災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、男女共同参画センターが、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

エ　市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

オ　平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。

カ　この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

⑶　指定行政機関及び指定地方行政機関の責務

指定行政機関及び指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、他の指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

⑷　指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

⑸　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務

⑹　市民・地域・企業等の責務

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民・地域・企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

３　各機関の事務又は業務の大綱

各機関の事務又は業務の大綱は、地震災害対策編　第１部第２節の「3　各機関の事務又は業務の大綱」を準用する。

第３節　上越市の特性

１　位置・面積等

本市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市及び長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に接している。

また、東西約 44.6 ㎞、南北約 44.2 ㎞の広がりを持ち、総面積は 973.89ｋ㎡で、中央部には、一級河川関川、保倉川等が流れ、流域に広がる高田平野は、市街地と田園地帯に区分される。さらに、この平野部の周辺には、米山山地、東頸城丘陵、関田山地、南葉山地、西頸城山地等の山々が連なり、中山間地を形成している。また、日本海に面する海岸部は約 40 ㎞に及び砂丘と平野の間に天然の湖沼群が点在する地域も存在する。

市役所の位置		面積	広ぼう（㎞）	
東　経	北　緯	（km^2）	東西	南北
138 度 14 分 9.7 秒	37 度 8 分 52.2 秒	973.89	44.6	44.2

２　地形・地質等の特性

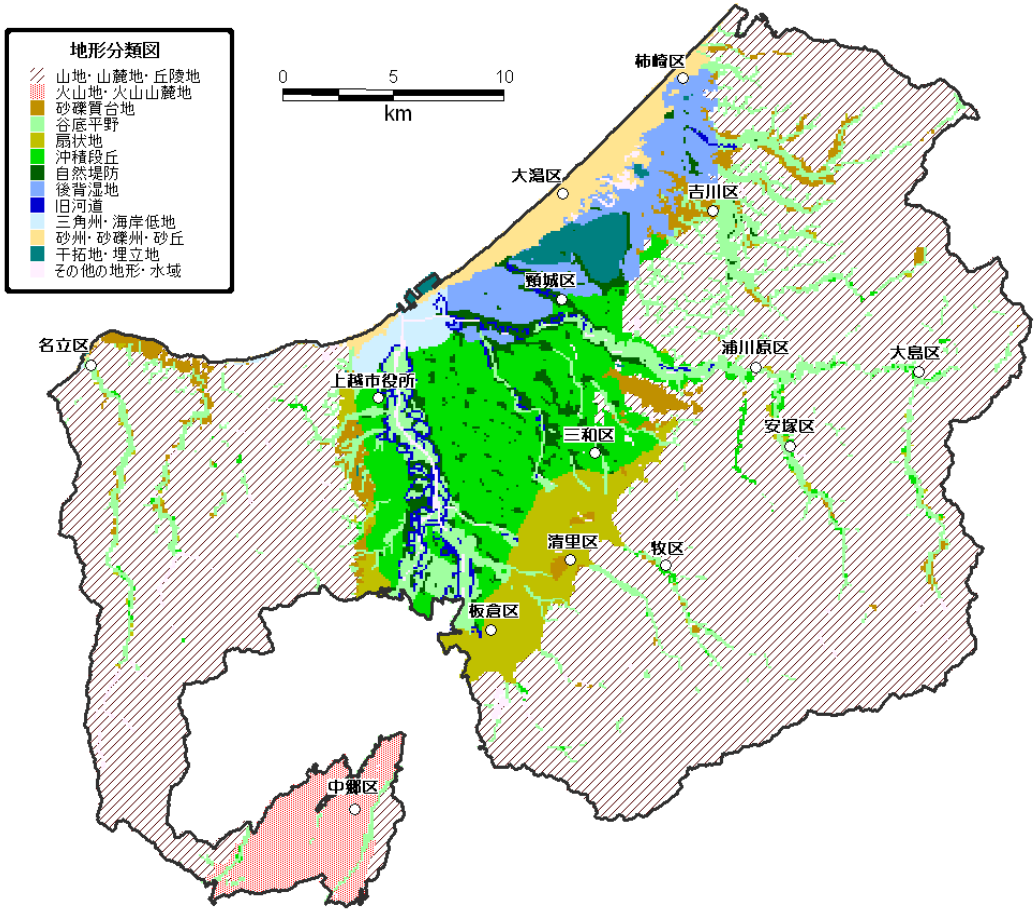
⑴　地形及び地質

本市は、地質構造的には、本州を南北に分割するフォッサマグナの上に位置する。フォッサマグナ内には厚い新第三紀層が堆積しており、山地・丘陵地は新第三紀層からなる。新第三紀層は火山灰の堆積した凝灰岩（グリーンタフ）や砂岩、泥岩、砂岩・泥岩互層、礫岩、含礫泥岩等の堆積岩類と、火成岩の貫入岩等から構成される。また、南西部には活火山である妙高火山の噴出物が分布する。山地は一般に急峻で、地すべり地形が多数見られる特徴を持ち、崩壊、地すべり、土石流等の土砂災害や雪崩災害等が生じやすい地域である。

山地や丘陵地を開析する関川、保倉川、柿崎川は下流に高田平野を形成するが、西部の山地・丘陵地を開析する名立川、桑取川は広い平野を形成せず、直接、日本海に注ぐ。活火山である妙高火山や火山山麓は火山性の各種災害や土砂災害を受ける可能性がある。

台地や平地には洪積層や沖積層が分布している。山麓の扇状地には砂礫層が堆積する。低平地には砂層や砂礫層を挟む厚い粘土・シルト層が堆積するほか、海岸に沿う砂丘には砂層が分布する。

高田平野は段丘、扇状地、関川等の氾濫平野、やや段丘化した沖積面、三角州・海岸低地、後背湿地、砂丘等から構成される。平野南部の扇状地は洪水とともに土砂災害も受けやすい。関川、保倉川、柿崎川、名立川、桑取川等の氾濫平野・谷底平野では河川との比高が小さく、洪水の被害を受けやすい。また海との比高の小さい三角州・海岸低地では浸水しやすく、地盤も軟弱である。



⑵　活断層

本市の高田平野縁辺部には、高田平野西縁断層と高田平野東縁断層が存在することが指摘されている。

まず、市街地近傍に位置する高田平野西縁断層は、五智から春日山を抜け、えちごトキめき鉄道㈱妙高はねうまラインの西側を通り、妙高市との市境までは青田川沿いに延びる。断層北端は直江津地区の市街地が、また断層東部には春日山から高田地区・南高田地区にかけて市街地が広がる。

また、高田平野東縁断層は、板倉区、清里区、三和区及び頸城区の集落付近を通過する。

⑶　浅い表層地盤の揺れやすさ特性

地下深部で生成した地震波は、深部岩盤を伝播した後、表層の堆積層を通過して地表に至る。深部岩盤を伝播する地震波は距離や地盤構成等の効果によって減衰するが、浅い堆積層を通過する地震波は、地盤の軟らかさの影響で増幅する。

このような浅い表層地盤における増幅率特性は関川・矢代川付近、保倉川下流付近、柿崎区、名立区、関川と保倉川に挟まれる高田平野の低地部に顕著であり、特に大きく揺れやすい。また、桑取川、名立川、保倉川が貫流する谷底平野の地域においても、周辺の山地より揺れやすい傾向がある。

⑷　液状化現象の危険性

液状化現象とは、砂質土に富む地下水位の浅い地盤が地震動のような繰り返し外力を受けると、砂粒子のすき間に存在する水の圧力が上昇し、地下水とともに砂が地表に吹き上げる現象である。高田平野は概して軟弱

な地盤なため、特に河川沿いの地盤や旧河道、埋立地、干拓地では液状化の危険度が高い。また、基礎地盤の液状化により、海岸堤防や河川堤防の沈下等の機能低下が生じ、津波到達時に所定の機能が発揮できなくなる事態も考えられる。

⑸　地震による斜面崩壊の危険性

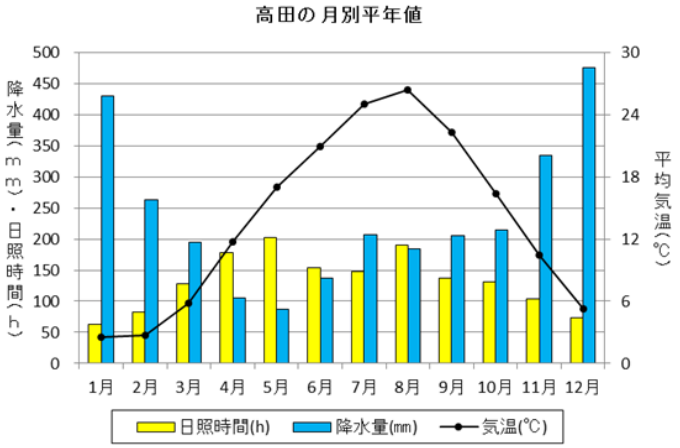
山地・丘陵地には、多くの地すべり指定地が分布する。これらの中山間地において大きな震動となる地震が発生した場合、平成16年（2004年）新潟県中越地震の旧山古志村（現長岡市）等にみられたような大規模な斜面崩壊が多数発生するおそれがある。また、宝暦１年に発生した宝暦年間の高田地震では、西部の山地・丘陵地で大規模な斜面崩壊が多数発生し、現在の名立区では400人を超す死者が発生した記録が残されている。

斜面崩壊の危険度は、比堆砂量（河川流域ごとの年平均堆砂量）と傾斜量等との関係から予測される。上越市南西端の桑取川最上流部と名立区南端の名立川最上流部で特に高く、このほか合併前の上越市西部、名立区、柿崎区、吉川区、浦川原区、大島区、安塚区、牧区にも同様の地域が分布する。合併前の上越市谷浜地区や浦川原区東部では、地震に伴う斜面崩壊による重要交通路の遮断や山地・丘陵地内に位置する集落で被害が発生し、集落内の交通路遮断や孤立が発生する可能性がある。また、震源域に近い沿岸部の広範囲で、中越地震や中越沖地震で見られたような斜面崩壊が発生することも予測され、交通路が寸断される事態や集落の孤立が危惧される。

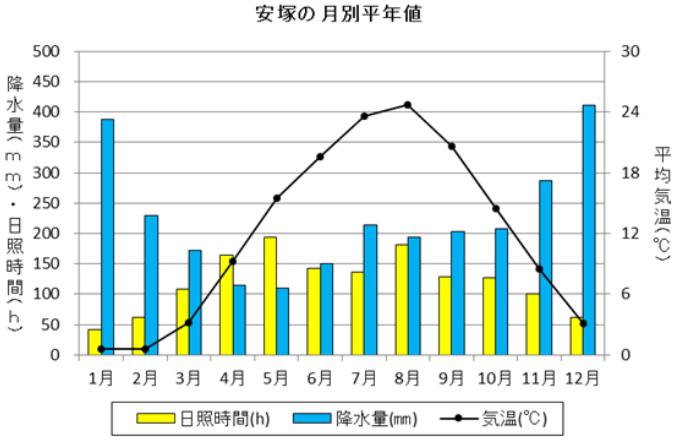
３　気　候

本市は、四季の変化が明瞭であり、冬季には降水量が多く快晴日数が少ない典型的な日本海側の気候である。冬季は日本海を渡ってくる大陸からの季節風の影響により、雪雲が発達して大量の降雪となり、海岸部を除いた地域は全国有数の豪雪地帯となっている。

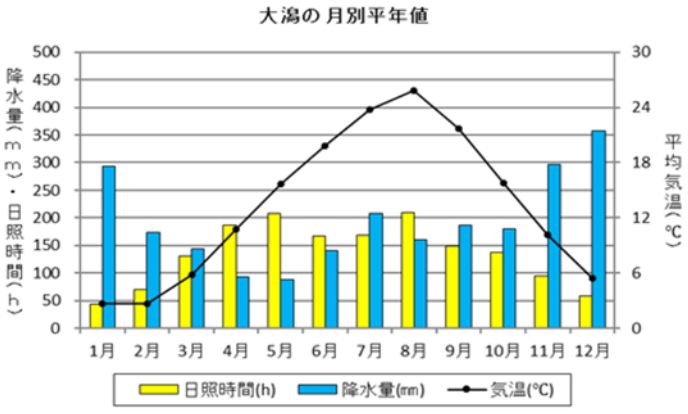
市内アメダス地点の月別平年値



●平野部（高田）の気候
- 春から夏の日照時間が長い
- 冬の降水量が多い
- 冬の平均気温が低い
- 最深積雪の平年値　96 cm



●山間部（安塚）の気候
- 年間を通して日照時間が短い
- 冬の降水量が多い
- 冬の平均気温が特に低い
- 最深積雪の平年値　174 cm



●海岸部（大潟）の気候
- 春と夏の日照時間がほぼ同じ
- 冬の降水量は少し多いが突出してはいない
- 冬の平均気温が低い

（資料：上越市作成）

４　社会条件

⑴　人　口

本市の人口は、令和 7 年国勢調査によると 176,481 人で令和 2 年調査に比べ 11,566 人、6.2%減少している。

年齢区分別人口では、年少人口（15 歳未満）が 10.5%、生産年齢人口（15～64 歳）が 54.5%、老年人口（65 歳以上）が 35.0%となっており、年少人口が減少し、老年人口は増加する少子・高齢化の傾向が顕著に現れている。

令和 2 年と比較すると、児童・生徒等の年少人口は約 3,700 人、地域防災の担い手ともいえる生産年齢人口では約 7,400 人減少している。一方で、75 歳以上を超える高齢者は約 3,100 人増えている。

また、令和 7 年国勢調査による一般世帯数は 72,999 世帯で、1 世帯当たりの人員は 2.34 人となっており、世帯数は増加、1 世帯当たりの人員は減少傾向にある。

将来的な人口見通しについては、昭和 60 年（216,348 人）をピークに人口の減少傾向が続いており、今後もこの傾向が続くものと予想される。

人口及び世帯の概要

国勢調査実施年	総人口 総世帯	年齢 3 区分別人口				世　帯
		年少人口 （15 歳未満）	生産年齢人口 （15～64 歳）	老年人口 （65 歳以上）	うち 75 歳以上	一般世帯数 1 世帯当たり人員
令和 2 年	188,047 人 72,850 世帯	22,044 人 （11.9%）	102,314 人 （55.0%）	61,460 人 （33.1%）	32,056 人 （17.3%）	72,655 世帯 2.51 人
令和 7 年	176,481 人 73,193 世帯	18,337 人 （10.5%）	94,897 人 （54.5%）	60,819 人 （35.0%）	35,192 人 （20.2%）	72,999 世帯 2.34 人

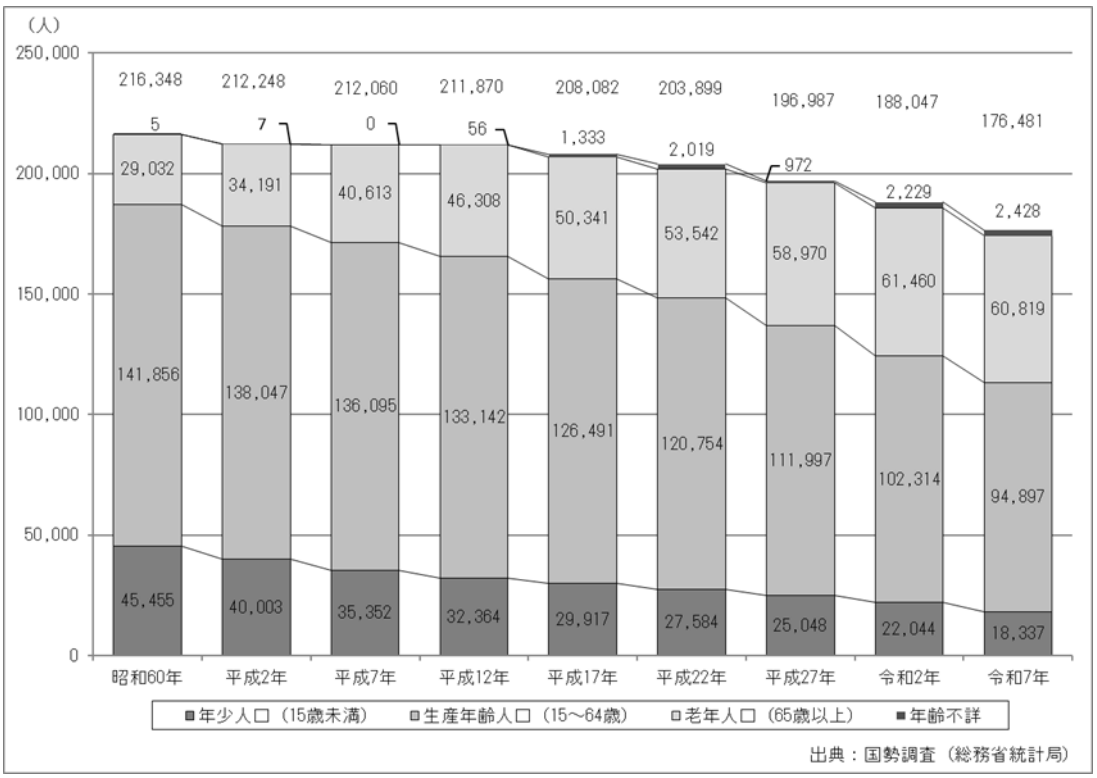
（注）総人口には、年齢不詳を含む

一般世帯数は、総世帯から施設等の世帯を除いたもの

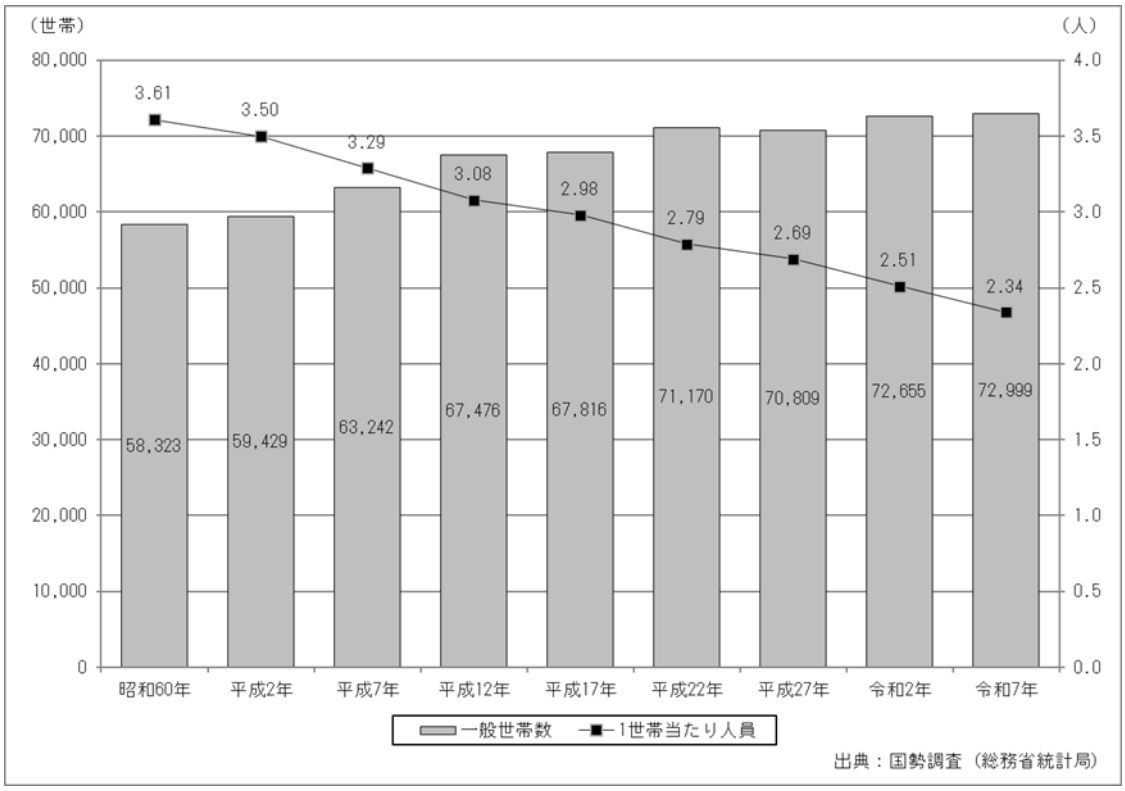
1 世帯当たり人員は、一般世帯人員から一般世帯数を除して算出したもの

（出所：国勢調査）

【総人口及び年齢区分別人口の推移】



【一般世帯数及び１世帯当たり人員の推移】



【年齢別人口及び人口密度】

地区名等	年	総人口（人）(a)	年齢３区分別人口（人）				面積（k㎡）(b)　※	人口密度 (a)/(b)　※
			15歳未満	15～64歳	65歳以上	うち75歳以上		
市計	R2	188,047	22,044	102,314	61,460	32,056	973.89	193.1
	R7	176,481	18,337	94,897	60,819	35,192	973.89	181.2
合併前の上越市	R2	129,454	16,231	72,383	38,736	19,991	249.3	519.3
	R7	124,206	13,981	69,206	38,703	22,491		498.2
安塚区	R2	2,069	111	864	1,087	649	70.23	29.5
	R7	1,666	65	629	972	601		23.7
浦川原区	R2	3,111	336	1,504	1,270	706	50.64	61.4
	R7	2,673	221	1,208	1,244	715		52.8
大島区	R2	1,289	83	484	722	440	71.64	18.0
	R7	1,073	62	367	644	412		15.0
牧区	R2	1,629	97	685	847	520	61.35	26.6
	R7	1,329	60	508	760	495		21.7
柿崎区	R2	8,901	886	4,348	3,657	1,892	85.39	104.2
	R7	7,887	657	3,695	3,521	2,088		92.4
大潟区	R2	9,096	967	4,979	3,106	1,541	16.32	557.4
	R7	8,619	842	4,574	3,158	1,809		528.1
頸城区	R2	9,176	1,067	5,401	2,675	1,360	38.3	239.6
	R7	8,784	929	5,029	2,790	1,517		229.3
吉川区	R2	3,669	277	1,803	1,587	888	76.61	47.9
	R7	3,146	182	1,446	1,518	856		41.1
中郷区	R2	3,390	266	1,639	1,477	727	43.56	77.8
	R7	2,895	177	1,310	1,407	812		66.5
板倉区	R2	6,248	684	3,214	2,346	1,260	66.51	93.9
	R7	5,445	433	2,743	2,262	1,283		81.9
清里区	R2	2,453	247	1,261	945	505	37.54	65.3
	R7	2,173	175	1,083	914	509		57.9
三和区	R2	5,218	587	2,696	1,922	992	39.3	132.8
	R7	4,613	419	2,289	1,904	1,044		117.4
名立区	R2	2,344	205	1,053	1,038	585	65.94	35.5
	R7	1,972	134	810	1,022	560		29.9

（注）総人口には、年齢不詳を含む

※ 旧市町村別面積は公表されていないため、H12調査での値を採用した。
　また、人口密度も、H12調査での面積の値で計算した（市計以外）。

（出所：国勢調査）

⑵ 建　物

本市には、住家と非住家（車庫、倉庫等）を合せて 120,719 棟の建物が存在し、このうち 103,316 棟が木造建物で、全体の 85.6%を占めている。また、建築年代別では建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）施行以前となる昭和 25 年以前に建築された木造建物が 6,715 棟（全体の 5.5%）あり、古くからの市街地である合併前の上越市の高田地区及び直江津地区で特に多い。

構造別・年代別の建物現況棟数（令和８年１月１日現在）

建築年代	木造建物	非木造建物	全建物
昭和 25 年以前	6,715（5.5%）	48（0.1%）	6,763（5.6%）
昭和 26～35 年	3,882（3.2%）	79（0.1%）	3,961（3.3%）
昭和 36～46 年	15,195（12.6%）	1,499（1.2%）	16,694（13.8%）
昭和 47～56 年	22,499（18.6%）	3,272（2.7%）	25,771（21.3%）
昭和 57 年以降	49,328（40.9%）	12,449（10.3%）	61,777（51.2%）
年代不明	5,697（4.7%）	56（0.1%）	5,753（4.8%）
合　　計	103,316（85.6%）	17,403（14.4%）	120,719（100%）

（出所：上越市）

５　上越市における過去の主な地震災害及び新潟県の既往地震津波

⑴ 上越地方が震源と考えられる既往地震として、次のような地震がある。

発生時期	規模（M）	概　要
1614 年（慶長 19 年） 11 月 26 日	不 明	震源は越後高田とされるが、被害に関する史料が少ないため、地震規模等の推定も難しい。
1666 年（寛文５年） ２月１日	6.75	1666 年寛文高田地震 震源は越後西部とされるが詳細不明（高田平野東縁断層の可能性あり）。 積雪時の地震だったため、高田城の一部とその城下で家屋の大半が倒壊した。
1751 年（寛延４年） ５月 21 日	7～7.4	1751 年宝暦高田地震 ＊寛延４年 12 月 14 日、宝暦に改元 震源は高田西方山中（高田平野西縁断層と考えられる）。桑取谷や名立で多数の土砂崩れが発生し、桑取谷で 130 名以上、名立で 400 名以上の死者が発生した。
1847 年（弘化４年） ５月 13 日	6.25～6.75	震源は頸城地方とされるが詳細不明（高田平野西縁又は東縁断層の可能性あり）。５日前に発生した善光寺地震（M7.4）でも被害を受けていた。
1971 年（昭和 46 年） ２月 26 日	5.5	負傷 13 人、雪崩数箇所、小規模な地割れ、山崩れが発生した。

注 1）発生時期は新暦で記載

注 2）規模はマグニチュード

なお、1666 年、1751 年、1847 年の地震では、高田平野において液状化現象が認められた。（若松加寿江（1993）「日本の地盤液状化履歴図」）

⑵　新潟県の既往地震津波

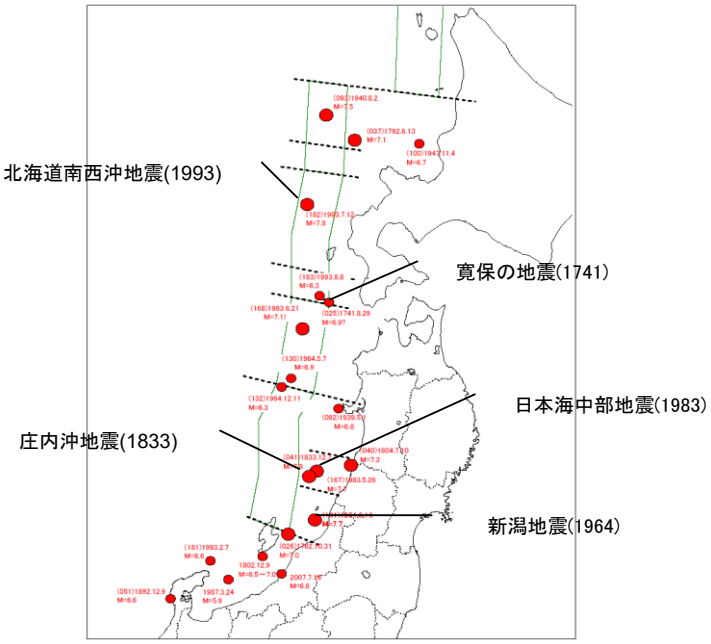
日本海沿岸の地震津波は太平洋沿岸の地震津波に比べ発生頻度は少ないものの、これまでに新潟県近海及び日本海東縁部において、寛保の地震（1741 年）、庄内沖地震（1833 年）、新潟地震（1964 年）、日本海中部地震（1983 年）及び北海道南西沖地震（1993 年）、令和６年能登半島地震（2024 年）などで地震津波が発生している。

これらの既往地震津波のうち、令和６年能登半島地震は 2024 年１月１日に発生し、津波の高さは観測値で石川県の金沢市において 0.8m、山形県酒田市において 0.8m、本市では、船見公園での遡上高 5.9m、柿崎漁港での遡上高 2.9mとなった。

また、寛保の地震は 1741 年８月 29 日に発生し、津波の高さは佐渡鷲崎 4～5m、両津 8m 及び佐渡相川 3～4m であった。また、庄内沖地震は 1833 年 12 月７日に発生し、津波の高さは、湯野浜～府屋間で 5～6m、局地的に 7～8m に達し、角田浜・五ヶ浜では地盤高 5m 以上の砂浜に遡上、佐渡の岩谷口も周囲より高い 6.4m の高さであった。

このほか、新潟地震、日本海中部地震及び北海道南西沖地震（1993 年）においても、新潟県で津波が観測されている。新潟地震は、1964 年６月 16 日に発生し、新潟市や佐渡市などで震度５が観測され、津波の高さは、佐渡の両津湾などで平均海面上 2～3m となった。日本海中部地震は、1983 年５月 26 日に発生し、青森県や秋田県で震度５が観測され、津波の高さは、波源域に近い海岸砂丘地などで 10m 以上となり、島や半島で高くなっている所があった。佐渡の両津では 3m であった。北海道南西沖地震は、1993 年７月 12 日に発生し、北海道奥尻島で推定震度６とされ、津波は日本海沿岸各地に達した。奥尻島西部では、第１波は地震発生後 2～3 分で到達した。津波の高さは、新潟県内でも佐渡外海府の弾崎先端から 10km 以内、府屋－瀬波間、柏崎－直江津間で 2～3m 程度であった。

それぞれの地震震源域及び各既往津波の津波遡上高は、次のとおりである。



日本海東縁部及び新潟県近海で発生した主な地

新潟県の既往地震津波高分布表（数値はいずれも遡上高）

箇所名	海岸名	新潟地震 1964/6/16	日本海中部地震 1983/5/26	北海道南西沖地震 1993/7/12
村上市（旧山北町）	中浜海岸～山北海岸	2.1～6.1	1.3～1.4	1.6～2.9
村上市（旧村上市）	村上海岸（岩ヶ崎～瀬波地区）	3.8～4.3	1.6	2.0～2.3
	岩船港海岸（温泉町地区～岩船南地区）	2.1～6.3	2.0	
村上市（旧神林村・旧荒川町）	神林海岸	3.8～4.0		
胎内市	中条海岸	1.4～1.8	1.6～2.3	1.6～1.7
新発田市	紫雲寺海岸			1.7
聖籠町	聖籠海岸～新潟港海岸（聖籠海岸地区）		1.9	1.7
新潟市	新潟港海岸（松浜海岸～西海岸）	1.7～1.9		
	新潟海岸（松浜海岸～西海岸）		1.3～2.0	
	新川漁港海岸～新潟海岸（内野浜地区）			1.0
	巻漁港海岸～岩室海岸（下山地区）		0.8	1.0～1.4
長岡市	寺泊港海岸（寺泊地区～松沢町地区）	1.3	0.6	2.0
	寺泊海岸（金山地区～山田地区）			
出雲崎町	出雲崎海岸（井鼻～久保地区）			
	出雲崎漁港海岸		0.8	
	出雲崎海岸～石地漁港海岸			
柏崎市・刈羽村	柏崎・西山海岸	1.1		
	高浜漁港海岸～柏崎海岸			1.8
	柏崎漁港海岸		1.4	2.3
	柏崎漁港海岸			2.3
上越市	柿崎海岸～上越海岸（長浜地区）		0.5	1.7～3.0
	有間川漁港海岸			
	上越海岸（有間川地区）			
糸魚川市	名立海岸（名立小泊～名立大町地区）			
	能生海岸（徳合～木浦・能生地区）			1.7～2.5
	鬼舞漁港海岸			
	能生海岸（鬼伏地区）		1.2	
	糸魚川海岸（間脇地区～中宿地区）		0.5	
	大和川漁港海岸			
	糸魚川海岸			2.5
	姫川海岸（寺島海岸～青海・寺地地区）			1.9
	青海海岸（青海地区～市振地区）			2.0～2.5
佐渡市（佐渡 外海）	小木港海岸（大橋地区～堂釜・小比叡地区）	1.2～1.4	0.6	2.3
	羽茂海岸（亀脇地区）			1.1
	亀脇漁港海岸～西三河漁港海岸		0.5	2.2
	真野海岸（豊田地区～長石地区）		0.5	1.6
	佐和田海岸（本町～沢根地区）	0.7～0.8	0.4	1.0～1.4
	二見港海岸		0.6	0.9
	稲鯨漁港海岸～相川海岸（柴町・鹿伏地区）		0.7～1.2	
	相川海岸（柴町・鹿伏地区）	0.8	1.3	1.8
	相川漁港海岸（鹿伏地区）～両津海岸（鷲崎東地区）		0.8～3.9	1.3～3.1
佐渡市（佐渡 内海）	両津海岸（鷲崎・見立・北小浦）～白瀬漁港海岸	1.2	1.0～1.5	1.5～2.2
	両津港海岸（白瀬・椿地区）	0.8～1.2	0.8	1.2～2.2
	羽吉漁港海岸			1.4
	両津港海岸（吉住・平沢地区）	1.7～2.6	0.6	1.5
	両津漁港海岸（夷地区）	2.6	1.4	
	両津港海岸（夷・湊地区～真木・椎泊地区）	1.1～2.6	0.5～0.8	1.3
	椎泊漁港海岸～両津海岸（大川地区）	1.1～1.7	1.1	
	水津漁港海岸	0.7	1.1	2.2
	両津海岸（水津・片野尾～羽茂漁港海岸）		0.5	1.4
粟島浦村（粟島 外海）	粟島浦海岸			0.8～3.0
粟島浦村（粟島 内海）	粟島浦海岸			1.0～2.2

※観測値が複数ある場合は、観測値の幅を表示
出典：平成 24 年新潟県津波対策検討委員会報告書
①「1964 年 6 月 16 日新潟地震にともなう津波の調査」（相田勇、梶浦欣二郎、羽鳥徳太郎、桃井高夫）
②「昭和 58 年 5 月 26 日日本海中部地震津波に関する論文及び調査報告」（東北大学工学部津波防災実験所研究報告第 1 号）
③「北海道南西沖地震津波の新潟県における浸水高の分布」（阿部邦昭、泉宮尊司、砂子浩、石橋邦彦）

第４節　津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

１　基本方針

本節は、津波防災地域づくりに関する法律、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。）等を踏まえた対応方針について記載する。

⑴　津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

⑵　津波の想定に当たっては、地震調査研究推進本部が行っている地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を踏まえ、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去にさかのぼって津波の発生等をより正確に調査するものとする。

⑶　自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意しながら、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。

⑷　津波災害対策の検討に当たっては、以下の２つのレベルの津波を想定することを基本とする。

①　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

②　最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

⑸　最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

⑹　比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

２　基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎となる、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定（以下、この節において「津波浸水想定」という。）の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査（以下、この節において「基礎調査」という。）を国や市と連携・協力して計画的に実施するものとする。なお、県は、基礎調査の実施にあたり、広域的な見地から必要なものとして国が実施する調査（航空レーザ測量等）の成果をできる限り活用するものとする。

３　津波浸水想定の設定

⑴　県は、基本指針に基づき国が都道府県に示した断層モデル等を踏まえ津波浸水想定を設定し、公表するものとする。

⑵　津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定するものとする。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。

⑶　津波浸水想定の公表にあたっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努めるとともに、設定の背景や解釈等、住民が内容を十分に理解したうえで、正しい防災行動に結びつくよう、防災情報を正しく伝達できるリーダーを育成するなど、県、市町村で連携して、情報の適切な理解促進に取り組む。

４　津波災害警戒区域等の指定

県は、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域については、津波災害警戒区域の指定について検討を行うとともに、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、市及び県は必要な措置を講ずるものとする。

５　津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成等

⑴　市は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下この節において「推進計画」という。）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

⑵　市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

⑶　市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

⑷　市は、市地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

⑸　市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

⑹　市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

⑺　市及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

⑻　市は、津波災害警戒区域内では、市地域防災計画に要配慮者が利用する施設の所在地を定めること等から、当

該情報も活用して救助・救急活動に努める。

第５節　津波浸水想定

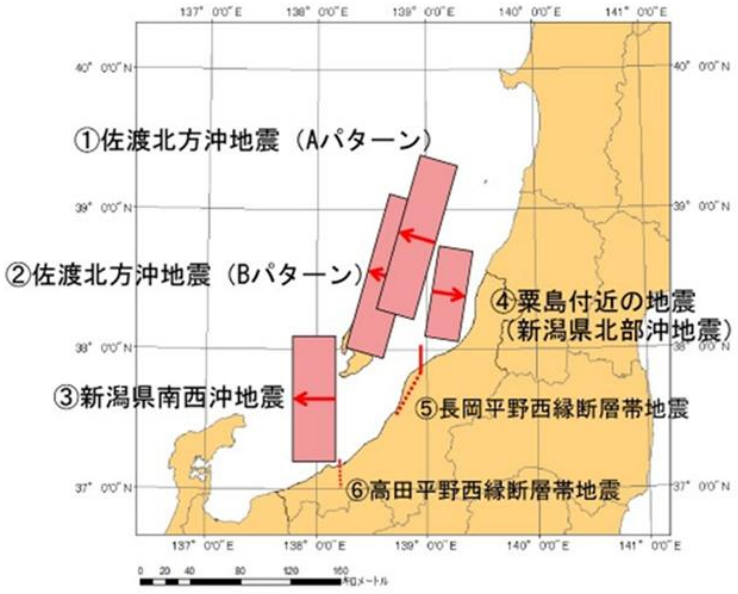
１　新潟県独自の津波浸水想定

新潟県では、東日本大震災を踏まえ、学識者、国、県、市町村等による津波対策検討委員会を平成23年５月に設置し、津波を発生させる地震の断層モデル（以下「断層モデル」という。）、津波の規模、浸水範囲等について、技術的見地から検討を行い、津波浸水想定図の見直しを行った。

⑴　断層モデル（想定地震）

想定地震として、震源域が海域にある地震だけでなく、震源域の一部が海域にかかる地震のほか、複数の領域による連動発生地震についても検討を行い、次の６地震を想定地震としている。

①	佐渡北方沖地震（Aパターン）	Mw 7.80
②	佐渡北方沖地震（Bパターン）	Mw 7.80
③	新潟県南西沖地震	Mw 7.75
④	新潟県北部沖地震（粟島付近の地震）	Mw 7.56
⑤	長岡平野西縁断層帯地震（弥彦ー角田断層）	Mw 7.63
⑥	高田平野西縁断層帯地震	Mw 7.10

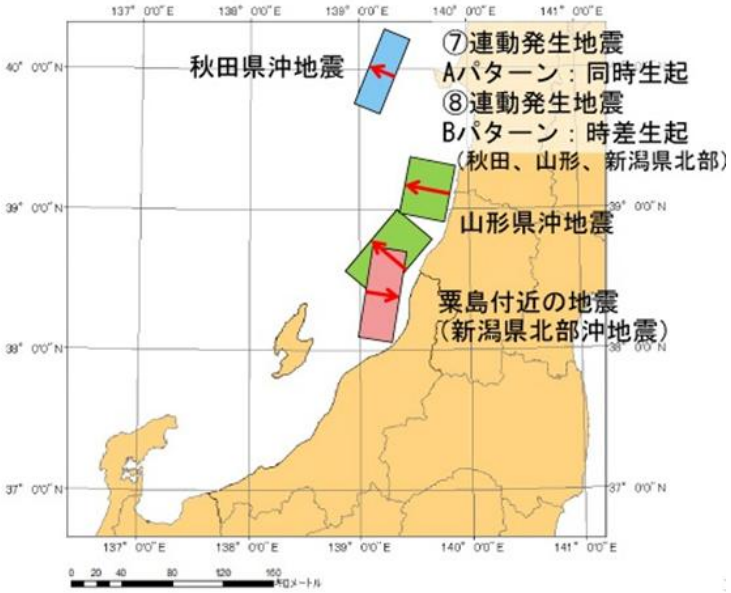


⑵　断層モデル（参考地震）

連動発生地震については、その発生に関して科学的根拠は乏しいものの、津波対策を検討する上で看過できないことから、予測の不確実性を考慮し、連動地震そのものは参考扱いとするが、津波対策を検討する上では3連動地震も含めて検討を行った。

⑦　連動発生地震（同時）（秋田、山形、新潟県北部沖）　Mw 8.09

⑧　連動発生地震（時間差）（秋田、山形、新潟県北部沖）



⑶　断層モデルの諸元

想定地震及び参考地震の諸元は、それぞれ次のとおりである。

		モーメントマグニチュード (Mw)	緯度 (°)	経度 (°)	深さ d (km)	走向 θ (°)	傾斜角 δ (°)	滑り角 λ (°)	長さ L (km)	幅 W (km)	食い違い量（すべり量） U (cm)	その他備考
①	佐渡北方沖地震（Aパターン）	7.80	38° 20′	138° 31′	2	16	30	90	140	34	384	断層位置については、調査等により位置が特定されているものではなく、津波夜影響を考慮し、影響があると思われる位置に想定するもの
②	佐渡北方沖地震（Bパターン）	7.80	37° 58′	138° 15′	2	16	30	90	140	34	384	
③	新潟県南西沖地震	7.75	37° 11′	137° 45′	2	0	35	90	100	38	400	
④	粟島付近の地震	7.56	38° 44′	139° 25′	0	189	56	90	80	30	330	
⑤	長岡平野西縁断層帯（弥彦－角田断層）	7.63	38° 04′	138° 53′	0	180	45	90	60	28	600	
⑥	高田平野西縁断層帯	7.10	37° 17′	138° 13′30	0	178	45	90	30	18	300	
⑦	連動発生地震（Aパターン）	8.09	秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震が同時に発生した場合（個別の地震の諸元は、下記のとおり）									秋田県沖の地震、山形県沖の地震、新潟県北部沖の地震の地震モーメントの和として算定
⑧	連動発生地震（Bパターン）	秋田県沖の地震により発生した津波が、山形県沖の地震の波源域に達したときに山形県沖の地震が発生し、その津波が新潟県北部沖の地震の波源域に達したときに新潟県北部沖の地震が発生した場合（時間差をおいて、3地震が発生した場合）（個々の地震の諸元は、下記のとおり）										
	秋田県沖の地震	7.43	39° 43′	138° 55′	2	22	45	90	70	24	296	
	山形県沖の地震（南側断層）	8.02	38° 30′	138° 54′	0	40	60	119	70	40	795	南側断層と北側断層の地震モーメントの和として算定
	山形県沖の地震（北側断層）		38° 59′	139° 25′	0	11	60	90	50	40	795	
	新潟県北部沖の地震	7.48	38° 33′	139° 23′	0	189	56	90	60	30	330	

２　津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定

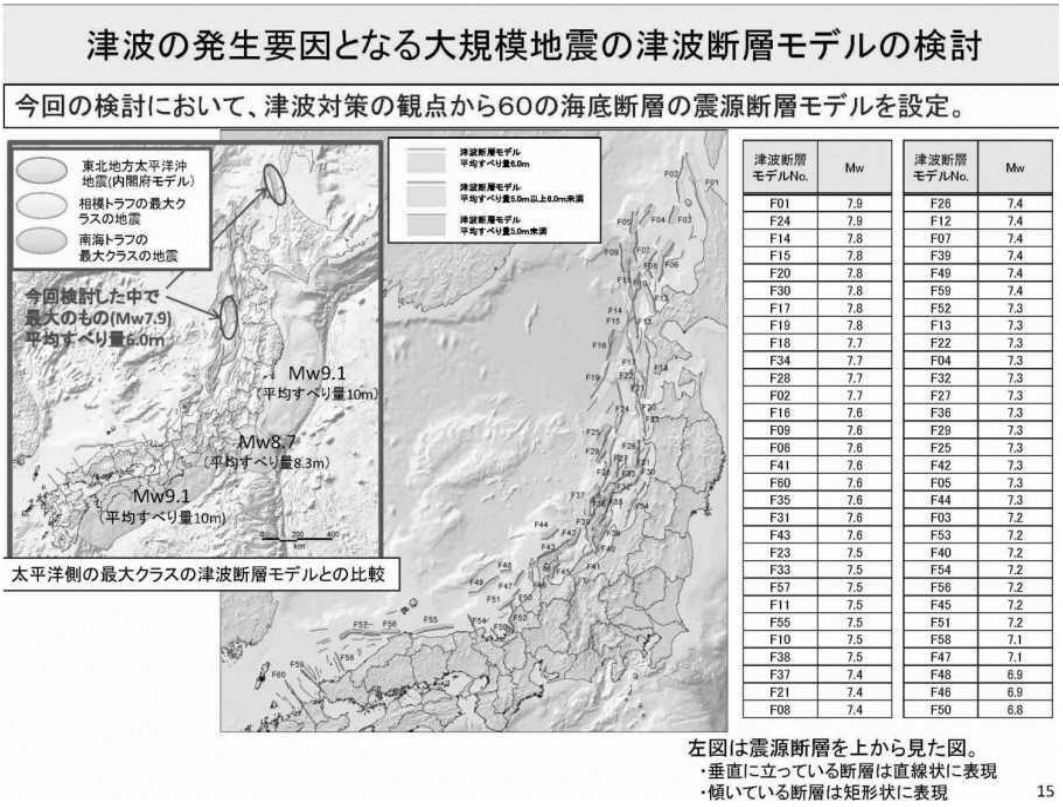
⑴　津波浸水想定の経緯・位置づけについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災などを踏まえ、平成 23 年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律（以下、この節において「法」という。）が制定・施行された。

国では、津波を発生させる津波の断層モデルを設定することとなり、これを踏まえて、県では津波防災地域づくりを実施するための基礎となる、法に基づく津波浸水想定を設定することとなった。

平成 25 年 1 月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、日本海側最大クラスの津波断層モデルを検討するため、学識者による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成 26 年 8 月に、新たな知見による津波断層モデル（60 断層）が公表された。

県ではこれより以前に、津波対策を進めるため、学識者や関係行政機関による「新潟県津波対策検討委員会」を立ち上げ、平成 25 年 12 月には県独自の最大クラスの津波浸水想定を公表していたところであるが、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を作成した。



津波断層モデルNo.	Mw	津波断層モデルNo.	Mw
F01	7.9	F26	7.4
F24	7.9	F12	7.4
F14	7.8	F07	7.4
F15	7.8	F39	7.4
F20	7.8	F49	7.4
F30	7.8	F59	7.4
F17	7.8	F52	7.3
F19	7.8	F13	7.3
F18	7.7	F22	7.3
F34	7.7	F04	7.3
F28	7.7	F32	7.3
F02	7.7	F27	7.3
F16	7.6	F36	7.3
F09	7.6	F29	7.3
F06	7.6	F25	7.3
F41	7.6	F42	7.3
F60	7.6	F05	7.3
F35	7.6	F44	7.3
F31	7.6	F03	7.2
F43	7.6	F53	7.2
F23	7.5	F40	7.2
F33	7.5	F54	7.2
F57	7.5	F56	7.2
F11	7.5	F45	7.2
F55	7.5	F51	7.2
F10	7.5	F58	7.1
F38	7.5	F47	7.1
F37	7.4	F48	6.9
F21	7.4	F46	6.9
F08	7.4	F50	6.8

（日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書（平成 26 年 8 月））

⑵　津波断層モデルについて

今回の津波浸水想定では、国が公表した 60 断層モデルのうち新潟県に影響が大きい 7 断層及び、平成 25 年 12 月に県が公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、陸域から海域に伸びる 2 断層の計 9 断層を選定した。

津波浸水想定図等では、9 断層の中から、地域ごとに影響の大きい津波断層を選定し、津波断層モデルごとの計算結果を算出し、津波対策上、最大となるエリアや値を表示している。

【津波浸水想定で選定した津波断層モデル】

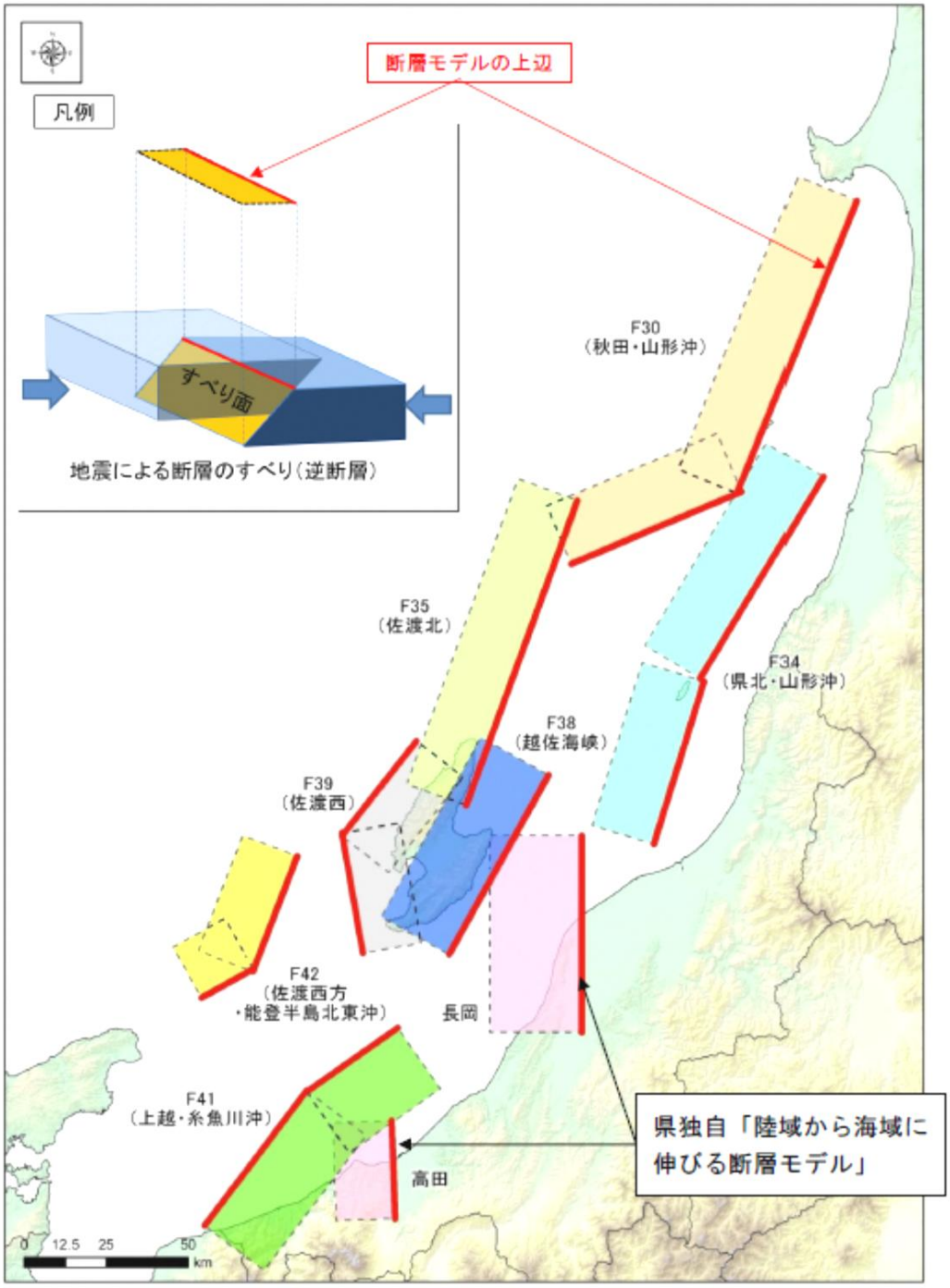
○　国公表による津波断層モデル

F30（秋田・山形沖）、F34（県北・山形沖）、F35（佐渡北）、F38（越佐海峡）、F39（佐渡西）、F41（上越・糸魚川沖）、F42（佐渡西方・能登半島北東沖）

○　県が平成25年12月に公表した津波浸水想定調査で採用した津波断層モデルのうち、今回の津波浸水想定でも採用した津波断層モデル

長岡平野西縁断層帯（弥彦ー角田断層）、高田平野西縁断層帯

津波断層モデルの位置図



津波断層モデルの諸元

				モーメントマグニチュード Mw	緯度	経度	上端の深さ km	走向度	傾斜角度	滑り角度	長さ km	幅 km	食い違い量（すべり量） cm	備考
1	国	F30(秋田・山形沖)	F31	7.8	39.8052	139.8661	1.3	202	45	98	96.1	19.3	600	秋田県沖(F31)
			F32		39.0100	139.4516		247	45	120	56.5	19.3		山形県沖(F32)
2	国	F34(県北・山形沖)		7.7	39.0485	139.7337	1.1	211	45	106	71.9	19.7	545	
					38.4894	139.3120		197	45	97	52	19.7		
3	国	F35(佐渡北)		7.6	38.9890	138.8728	1.4	200	45	96	99.1	19.2	459	※国が新潟県に影響の大きいとした断層には含まれず。(粟島浦村最大津波高)
4	国	F38(越佐海峡)		7.5	38.2341	138.7683	1.3	209	45	95	62.6	23.6	389	
5	国	F39(佐渡西)		7.4	37.7431	138.1239	2.3	350	45	67	37.3	18	367	
					38.0658	138.0489		38	45	73	36.9	18		
6	国	F41(上越・糸魚川沖)		7.6	36.9922	137.5859	1.9	37	45	76	51.5	22.7	466	
					37.3618	137.9308		55	45	102	34.1	22.7		
7	国	F42(佐渡西片・能登半島東北沖)		7.3	38.0095	137.8939	2.5	201	45	78	37.7	17.7	310	
					37.6983	137.7436		241	45	112	18.1	17.7		
8	県	長岡平野西縁断層帯（弥彦－角田断層）		7.63	38° 04′	138° 53′	0	180	45	90	60	28	600	国の新たな断層モデルで対象外の陸域から海域に伸びる断層として採用 断層パラメータは国の地震調査研究推進本部の設定値を基本に、食い違い量を新潟県津波対策検討委員会において設定した値を採用
					(38.0667)	(138.8833)								
9	県	高田平野西縁断層帯		7.1	37° 17′	38° 13′ 30″	0	178	45	90	30	18	300	
					(37.2833)	(138.2250)								

⑶　市町村別最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積

市町村別の最高津波水位、影響開始時間及び浸水面積は以下のとおりである。

	最高津波水位（沿岸（全海岸線））（※1）	影響開始時間（※2）	浸水面積（浸水深１cm以上）	津波水位（沿岸代表地点（194 地点））（※3）
糸魚川市	3.4～13.0m	5 分以内	467ha	4.5～10.6m
上越市	4.8～12.5m	5 分以内	1,013ha	5.5～10.9m
柏崎市	2.5～6.7m	5～10 分	184ha	2.5～5.8m
出雲崎町	3.1～6.0m	5～10 分	49ha	3.3～4.0m
長岡市	3.1～7.8m	5 分以内	187ha	4.1～6.7m
新潟市	2.8～11.8m	5 分以内	10,736ha	3.2～11.0m
阿賀野市	－	－	35ha	－
聖籠町	3.2～7.1m	5～10 分	174ha	3.8～6.1m
新発田市	6.6～8.7m	5～10 分	155ha	7.1～8.1m
胎内市	5.1～10.5m	5～10 分	256ha	6.7～8.0m
村上市	4.6～14.0m	5 分以内	1,108ha	3.3～10.3m
粟島浦村	4.4～15.0m	5 分以内	109ha	6.3～9.2m
佐渡市	2.4～12.8m	5 分以内	1,860ha	1.4～9.4m
計			16,334ha	

※1　最高津波水位（沿岸（全海岸線））

各市町村における、海岸線から沖合約 30m の各地点（全海岸線）の津波水位の最高値。

津波水位は、東京湾平均海面（T.P.）（陸地の標高 0m の基準）からの海面の高さを表している。

※2　影響開始時間

沿岸 64 の代表地点（標高 T.P.－5m 程度の地点）において初期水位から 20cm 上昇または低下したときの市町村別の最短時間。

※3　最高津波水位（沿岸代表地点（194 地点））

各市町村における、各代表地点（標高T.P.－1m 程度の地点）における津波水位の最高値。

第６節　地形特性に応じた対策の方向性

１　新潟県の地形

新潟県は、本州の日本海沿岸のほぼ中央部に位置し、朝日山地、飯豊山地、越後山脈が東側に連なり、西側には妙高山などの山々がそびえている。また、信濃川や阿賀野川など数多くの河川が日本海にそそぎ、越後平野、高田平野など広大で肥沃な平坦地を形作り、面積は12,584.15㎢で、全国５位の大きさである。

また本州側の海岸線は330.6㎞と非常に長く、変化に富んだ海岸美を形成しているほか、砂丘の発達しているところも多くある。

新潟市の北西約45㎞には佐渡島が、その北東には粟島がある。佐渡島は歴史上のいわれも多く、周囲280.6㎞、面積855.66㎢で、北に金北山を主峰とする大佐渡山地、南は小佐渡丘陵が平行して走り、中央部に国中平野が広がっている。

２　新潟県の地形特性

①　新潟県の海岸線の総延長は634.8ｋｍであり、津波災害が発生した際には、大きな影響が出ると考えられる。

	海岸線総延長（ｋｍ）	構成比（%）
新潟県	634.850	100.0
村上市	59.464	9.4
胎内市	13.870	2.2
新発田市	3.144	0.5
聖籠町	12.646	2.0
新潟市	75.118	11.8
長岡市	16.228	2.6
出雲崎町	10.062	1.6
柏崎市	40.793	6.4
上越市	47.554	7.5
糸魚川市	51.380	8.1
佐渡市	281.438	44.3
粟島浦村	23.108	3.6

（「海岸統計」（令和６年度版）より）

② 海岸部に砂丘列が形成され、天然の海岸堤防の役目を果たしている。
③ 背後に急峻な崖地が迫っており平野部は極端に狭くなっている地域がある。
④ 水資源が豊かであるため、大規模から中小規模まで数多くの河川があり、河川遡上による被害の発生が想定される。
⑤ また、新潟はその名の由来のとおり、標高が低い地域に、過去には湿地帯であった場所が広がっている。
⑥ 佐渡島（佐渡市）、粟島（粟島浦村）といった離島を有している。

３　地域の類型化

県では、地域特性に応じた対策を検討するため、県内を以下の４つの地域に区分している。

① 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）

ア　海沿い地域

背後地に崖、斜面が迫っているなど、平野部が狭く、海岸沿いに集落が所在し、道路が整備されている地域であって、地震発生から短時間のうちに津波の直撃を受け、海岸道路が長距離に渡って浸水するほか、道路が決壊した場合には集落の孤立が発生するおそれがある地域

イ　川沿い地域

地震の揺れによって、堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生するおそれがあり、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大するおそれがある地域

② 河川遡上地域（早期避難地域）

大きな河川や湖沼をはじめ、中小河川にも津波が遡上し、海岸から離れていても津波の破壊力や浸水の影響が及ぶ可能性があり、内陸部での浸水や家屋の破壊が及ぶ地域

③ 低平地浸水地域（長期湛水地域）

背後に広範な低平地があるため、河川遡上による越流などにより浸水被害が発生すると、広い範囲で、かつ長期間にわたって湛水状態が継続する可能性がある地域

④ 津波避難者受け入れ地域

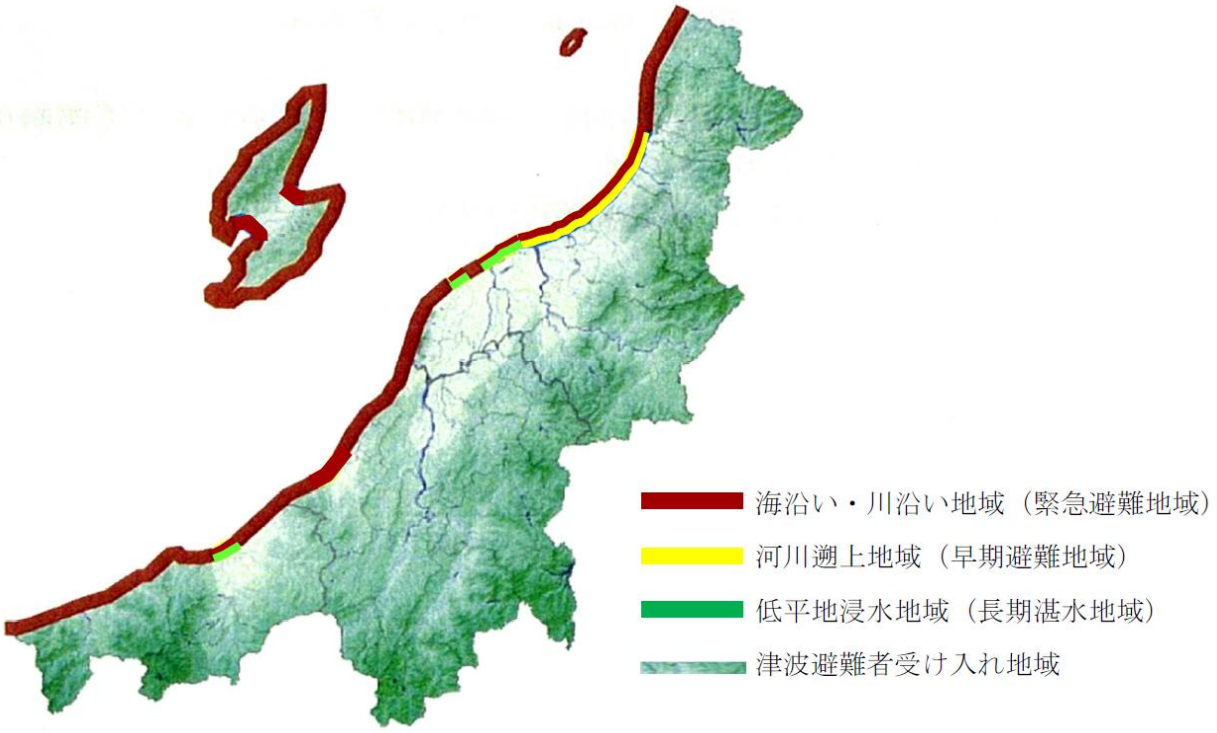
津波による浸水の影響がないことが想定される地域

（現在の知見では想定することが困難な地震発生により、浸水の危険が全くないわけではない。）

【地震類型と浸水開始時間の目安】

地域類型と浸水開始時間は完全に一致しないが、概ねの目安は以下のとおりである。

地域類型	浸水開始時間の目安
海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）	浸水開始時間 30 分未満
河川遡上地域（早期避難地域）	浸水開始時間 30 分以上 120 分未満
低平地浸水地域（長期湛水地域）	浸水開始時間 120 分以上
津波避難者受け入れ地域	浸水なし



４　上越市において想定される事態

上越市の地域特性は、前述した４地域に類型化され、津波災害において以下の事態が想定されている。

⑴　海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）

①　被害

ア　海沿い地域では、集落等が海岸沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達し、大きな被害を受ける。

イ　川沿い地域では、地震の揺れによって堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生し、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大する。

ウ　地震・津波等の被災による道路の損壊が発生する。

エ　避難場所等の孤立が予想される。

②　避難情報の伝達

防災行政無線（戸別受信機を含む）の機能喪失によって、津波警報等の伝達が遅れる。

③　避難行動

ア　津波等の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等への避難が必要となるが、避難の遅れが想定される。

イ　走行中の自動車内においては情報の伝達が困難であり逃げ遅れが発生する危険性がある。

ウ　海水浴客、釣り客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への知識不足から避難の遅れが想定される。

⑵　河川遡上地域（早期避難地域）

①　被害

ア　堤防道路や橋梁は、被害の発生が予想されるので避難路としては使えない。

イ　河川に近い地域については甚大な被害が予想される。

ウ　河川管理施設が被災する。

②　避難情報の伝達

市街地から離れた河川の上流部においては、避難情報の伝達が遅れる可能性が高い。

③　避難行動

津波警報等や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。

⑶　低平地浸水地域（長期湛水地域）

①　被害

ア　海岸部では、津波の直撃を受ける一方で、内陸部の低平地や地盤が沈降した地域では浸水した水の排水対策を行わなければ、長期間湛水が継続する。

イ　地震動等により堤防が沈下・破壊した場合、一定の時間が経過後、一挙に浸水深が増すことが考えられ、浸水の危険に対する認知度が低いと思わぬ被害を引き起こすおそれがある。

ウ　浸水範囲が内陸奥部も含め広範囲になり、有効な排水対策が行われない場合は、湛水状態が長期になることが想定され、避難生活が長引く。

エ　避難が遅れると、広範囲に浸水するため避難が困難となり、多くの箇所が孤立する。

オ　物資の配給や救助に陸路だけでない手段の検討が必要となる。

カ　湛水しているために、復旧に遅れが生じ、停電期間や情報機器の使用不能期間が長くなることが予想される。

キ　防災拠点（行政機関、消防・警察、医療・保健・福祉施設等）や生活拠点（物流拠点、流通拠点）が被災する。

ク　浸水の広がりによっては、避難者数が膨大になる。

②　避難情報の伝達

津波により浸水するおそれがあるという情報の伝達が遅れる可能性がある。

③　避難行動

津波警報等や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。

⑷　津波避難者受け入れ地域

①　想定される事態

ア　津波浸水はなくても、揺れによる被害が発生する。

イ　津波浸水区域からの多数の者が避難してくる。

津 波 災 害 対 策 編

第２部　津波災害対策

第１章　災害予防計画

第１節　防災教育・訓練

担当：危機管理課、市民安全課、多文化共生課、地域政策課、人事課、福祉課、生活援護課、地域医療推進課、高齢者支援課、こども家庭センター、幼児保育課、産業政策課、学校教育課、社会教育課、施設を管理する課

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震・津波に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図り、住民一人一人が防災の主体となるため、次の基本方針のもと災害予防に関する教育、訓練等を実施する。

①　地域防災力の基盤を支える市民、町内会、自主防災組織及び事業者等が行う自らの安全を確保するための取組を奨励、支援する。

②　職員並びに町内会、自主防災組織及び事業者等の組織において、ハザード情報等、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図り、地域の防災関連情報を整理し、企業・団体・NPO や関係機関と連携して繰り返し周知していく。

各地域で、防災情報を正しく伝達できるリーダーを大学やNPO と連携して育成する。

③　市、県、防災関係機関、市民及び事業者等が、それぞれの防災活動を的確に実施し、相互の連携を図るよう平常時から防災訓練を実施する。

④　各防災関係機関及び市民との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な訓練を企画、実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。また、地域、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、地理情報システム（GIS）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。

⑤　防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮することに加え、ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮しなければならない。

⑵　要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者、保護責任者及び施設管理者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づく「個別の支援計画（個別避難計画）」等により、実践的で、市民の安全に配慮した避難誘導訓練を行う。

⑶　積雪期の対応

冬期間は、積雪、寒冷、強風など気象条件が悪く、災害発生時は直接・間接被害が拡大すること、また、

その対応も積雪期では他の時期とは異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修内容について考慮する。

⑷　複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

２　主な取組

⑴　防災教育が目標とする状態

①　市民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深め、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全に行動できる能力を身につけ、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。

②　市民が、地震・津波に関する一般的な知識及び地震時に発生する可能性の高い被害に関する知識を習得し、自ら置かれる状況についてイメージでき、自らの判断で避難行動をとることができる。

③　市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場等において必要な支援行動ができる。

④　市民が大津波警報（特別警報に位置付ける）・津波警報・津波注意報の伝達方法及び取るべき行動について理解し、実際に対応できる。

⑤　市民及び企業等が、自らの安全確保や帰宅困難時の措置、業務の継続に必要な知識を習得するとともに、社会の一員として災害時に必要な行動を取ることができる。

⑥　市、県、防災関係機関の職員が津波に関する基礎知識を持ち、かつ、市民として行うべき事前の津波対策を自ら率先して実行できる。

⑵　防災訓練が目標とする状態

①　災害発生時において、市民が家族及び自らの安全を確保するとともに、冷静かつ適切な防災対策及び避難行動ができる。

②　災害発生時において、応急対策の実施主体となる市職員が、それぞれの役割及び業務内容を理解し、適切に判断して行動できる。

３　それぞれの役割

⑴　防災教育

①　市民・企業等の役割

ア　市民の役割

(ｱ)　市や防災関係機関による津波に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用

(ｲ)　防災に関する講演会、学習会等への積極的参加

(ｳ)　次世代への災害被災経験の伝承

(ｴ)　各家庭での避難に関する情報の重要性及び早期の避難、いざという時の連絡先や指定避難所等に関する話し合い等、津波発生時の行動に関する話し合い

(ｵ)　緊急地震速報を受けたときの適切な行動等に関する理解
(ｶ)　大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときの適切な行動等に関する理解
(ｷ)　強い揺れ（震度４以上）又は弱くても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときの適切な行動等に関する理解
(ｸ)　呼び掛け避難及び率先避難等に関する理解
(ｹ)　原則として、徒歩による避難をすることに関する理解

イ　地域の役割
(ｱ)　町内会及び自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
(ｲ)　地元の地震被害危険箇所及び浸水被害が想定される地域の把握・点検・確認
(ｳ)　次世代への災害被災経験の伝承
(ｴ)　呼びかけ避難及び率先避難等に関する住民理解への取組

ウ　企業・事業所等の役割
(ｱ)　市や防災関係機関による津波に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用
(ｲ)　社内での事前対策及び津波発生時の行動に関する検討
(ｳ)　災害発生時における地域支援及び連携のあり方について検討
(ｴ)　大津波警報・津波警報・津波注意報の仕組み及び取るべき行動等に関する社内教育
(ｵ)　帰宅困難者発生時の措置、備蓄に関しての検討
(ｶ)　災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び津波発生時の行動に関する検討

②　市の役割

市は、国、県、防災関係機関、学校、福祉関係者、企業、ＮＰＯ、町内会及び自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

ア　地域社会における防災教育の推進
(ｱ)　市民向けに、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催、広報紙への掲載等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。
(ｲ)　社会教育施設等において、消防機関等の参加を得ながら、防災に関する学習講座等を実施する。
(ｳ)　災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、国が認定するNIPPON防災資産の活用や、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
(ｴ)　町内会及び自主防災組織が行う学習活動の支援及び学習機会の提供
(ｵ)　町内会及び自主防災組織が行う防災活動の中核を担う人材を養成するための機会の提供

イ　学校教育における防災教育の推進

県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ウ　避難に関する情報の内容及び重要性、ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

県が示す津波浸水想定図等を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、公開するとともに、市民に配布し、津波ハザードマップについて、ハザード情報の背景、解釈の仕方から、津波の特徴や、それにより市民に起こりうる具体的な被害を想起できるよう周知することで、正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。

エ　要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

(ｱ)　要配慮者本人及び家族の学習機会の提供

(ｲ)　民生委員・児童委員等地域の福祉関係者の学習機会の提供

(ｳ)　ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習機会の提供

(ｴ)　外国人受入れ先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習機会の提供

オ　企業等における防災教育の推進

(ｱ)　企業等が行う学習活動の支援及び学習機会の提供

(ｲ)　企業等が防災活動の中核を担う人材を養成するための機会の提供

カ　市職員の災害対応能力を高めるための防災教育、防災部門の人材育成

キ　市職員を対象とした大津波警報・津波警報・津波注意報受信時の避難誘導及び適切な施設管理等に関する教育の実施

ク　災害による帰宅困難が発生した場合における市民、企業、市の対応方法についての周知

ケ　消防団員を対象とした、大津波警報・津波警報・津波注意報受信時の適切な行動及び避難誘導、これらの活動時における安全確保への取組等を含む防災教育・研修、消防団への積極的な加入促進、事業者への消防団加入と消防団活動に対する理解の増進

③　県の役割

ア　学校における防災教育の推進

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(ｱ)　県立学校等における防災教育の実施

(ｲ)　私立学校に対する啓発

(ｳ)　県立看護大学職員・学生に対する防災教育及び講師派遣等の支援

(ｴ)　各学校への防災教育プログラムの浸透と定着

イ　社会教育における防災学習の推進

(ｱ)　県民向けに、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

(ｲ)　社会教育施設において防災広報を実施する。

ウ　要配慮者及び保護責任者の防災学習への支援

エ　県職員の防災教育の実施及び防災部門の人材育成

オ　県警察における防災教育の実施

カ　市に対する防災に関する基礎情報の提供

(ｱ)　市が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。

(ｲ)　公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報(津波浸水想定及び地震被害想定)等の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。

(ｳ)　災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。

(ｴ)　平常時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し､防災教育基礎情報を提供する。

(ｵ)　市民が緊急地震速報や大津波警報･津波警報･津波注意報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報や大津波警報・津波警報・津波注意報に関する情報を提供する。

キ　市職員に対する防災教育の支援

(ｱ)　市職員の専門的な防災教育機会の創出

(ｲ)　市の防災教育に必要な情報の提供

(ｳ)　消防学校における消防職員、消防団員の防災教育・研修

ク　学校、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ、ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。

この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

また、新潟県総合防災情報システム、地理情報システム（GIS)、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。

ケ 県民に対する防災知識の普及

防災知識については周知徹底を図る必要のある次の事項を重点的に普及するものとする。

(ｱ) 津波の特性に関する情報

(ｲ) 津波に関する想定・予測の不確実性

(ｳ) 津波浸水想定の内容

(ｴ) 防災に関する県民行動指針

(ｵ) 地域防災計画の概要

(ｶ) 自主防災組織の意義

(ｷ) 平常時の心得

(ｸ) 強い揺れ（震度 4 以上）又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときにとるべき行動

(ｹ) 津波警報等の発表時や避難指示等発令時にとるべき行動

(ｺ) 災害情報、避難情報等の入手方法

(ｻ) 早期避難、率先避難の重要性

(ｼ) 負傷者や要配慮者の避難支援等

(ｽ) 初期消火活動等
(ｾ) 避難場所や避難所での行動
(ｿ) 災害教訓の伝承

④ 新潟地方気象台の役割

新潟地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

ア 避難行動に関する知識（強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」等の定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があることなど）

イ 津波の特性や津波に関する知識（津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など）

ウ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

エ 津波警報等の発表時にとるべき行動

オ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

⑤ 防災関係機関の役割

防災関係機関は、それぞれが定めた計画に基づいた防災教育・研修を行うほか、災害予防に関する項目について市民への普及及び啓発を図る。また、市が行う市職員に対する防災教育について、必要に応じて支援する。

⑵ 防災訓練

津波災害を想定した訓練を実施する際は、最大クラスの津波や想定より津波の到達時間が早くなる可能性を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

① 市民・企業等の役割

ア 市民の役割

津波発生時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、市民一人一人が冷静な判断のもとに実践していくことが重要となるため、市や町内会、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、緊急時の連絡網、避難路、指定避難所等をあらかじめ把握するなど、災害時における適切な判断、行動ができるよう備えておく。

イ 地域の役割

大きな災害が発生した際は、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力等、地域コミュニティにおける安全確保の取組が重要な役割を果たす。このため、町内会、自主防災組織等は地域での防災訓練等を実施し、避難行動要支援者の安否確認、指定避難所等の運営、情報伝達体制・避難誘導体制の確認に努める。

ウ 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校等は初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災体制の整備に努める。また、津波災害時には避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制等の整備や帰宅困難者に対する支援体制整備に努める。

また、病院・福祉施設等の管理者は、施設利用者が自力で避難することが通常の人に比べ困難な場合が多いことに配慮し、平常時から要配慮者に対する避難誘導訓練を行うとともに、病院・福祉施設等相互に避難行動要支援者の支援体制を確立するよう努める。

② 市の役割

市は､職員に対する防災訓練を行うとともに､災害発生時の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び市民との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な防災訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。なお、避難所運営訓練等は、女性や小中学生、若者の参加を促進していく。

ア　市職員の防災訓練計画

訓　練	訓　練　内　容	実施目標
非常参集訓練	勤務時間外の災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確 するため、職員が非常参集する訓練	原則年１回以上
災害対策本部 設置運営訓練	災害発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために、災害対策本部を設置し運営する訓練（実動訓練・図上訓練）	原則年１回以上
無線通信訓練	災害発生時に有線通信が不通若しくは困難な状況になった場合を想定し、防災関係機関相互の通信連絡を行う訓練	原則年１回以上
防災資機材習熟訓練	防災資機材の使用方法や、使用可否状況の確認など、災害発生時に防災資機材を円滑に使用するための訓練	原則年１回以上

イ　市総合防災訓練

市は、災害発生時の防災活動を円滑に行うため、防災関係機関をはじめ、市民（要配慮者を含む）、自主防災組織、ボランティア団体、病院・社会福祉施設、協定先企業等が幅広く参加する防災訓練を原則として年１回以上実施する。

(ｱ)　参加した市民が訓練を体験することで知識･技術を身に付けることができる市民参加型訓練の実施に努める。

(ｲ)　避難行動要支援者名簿に登録している避難行動要支援者及び保護責任者の参加を促進し､支援方法の確認を行うとともに、防災知識の普及、啓発に努める。

ウ　地域における防災訓練

自主防災組織訓練マニュアルの提供など自主防災組織や消防団等が地域の実情に応じて実施する防災訓練、指定避難所等の運営訓練を支援する。

エ　学校等における防災訓練

学校等の様々な場面（授業中、休憩中、課外活動、学校行事等）を想定するとともに、情報伝達体

制の確認や放送設備等の点検を含めた訓練を実施する。

オ　大津波警報・津波警報・津波注意報受信を想定した訓練

訓練を企画、実施する際は、大津波警報・津波警報・津波注意報の受信及び関連する対応を含めるよう考慮する。

カ　平常時からの指定避難所等運営訓練等の実施

平常時から指定避難所等の開設・運営訓練を実施する。

キ　訓練における課題の抽出

訓練終了後は、課題点の確認と対応方法の改善を行う。

③　県の役割

県は、防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。なお、訓練は男性だけではなく、女性や若者の参加を促進していく。

また、防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、県警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。

④　防災関係機関の役割

防災関係機関は、市、県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれの機関が定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第２節　自主防災組織の育成

担当：市民安全課

１　計画の方針

⑴　基本方針

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお､地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

⑵　組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編制を定めることが望ましい。

なお、班編制は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

⑶　自主防災組織の育成

町内会単位による組織化を原則として、全市的な整備を進める。なお、小規模な町内会にあっては、複数の町内会による組織化を促す。

自主防災組織相互の連携、協力及び情報交換を図り、さらに災害発生時における効果的な活動を確保するため、連合組織の結成に努める。

⑷　自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

平常時の活動	災害時の活動
①　情報の収集伝達体制の整備 ②　防災知識の普及及び防災訓練の実施 ③　火気使用設備器具の点検 ④　防災用資機材等の整備及び管理 ⑤　危険箇所の点検・把握 ⑥　避難行動要支援者に係る情報収集・共有	①　初期消火の実施 ②　地域内の被害状況等の情報収集 ③　救出救護の実施及び協力 ④　地域住民に対する避難指示等の情報伝達 ⑤　地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導 ⑥　避難行動要支援者の避難支援 ⑦　給食・給水及び救助物資等の配分 ⑧　避難所等の運営協力

２　主な取組

⑴　自主防災組織が結成されていない地域において、組織化を進める。

⑵　既存の自主防災組織について、組織及び活動の活性化を図る。

⑶　防災士及び自主防災組織のリーダーを養成するほか、個々の知識と技術の向上と地域への防災意識の浸透を図る。

⑷　自主防災組織相互の連携、協力体制を確立する。

⑸　自主防災組織による要配慮者支援体制を確立する。

３　それぞれの役割

⑴　市民・企業等の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助、共助の意識を持ち、住民一人一人が防災の主体となり、町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日頃から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、地域ごとの避難先を自主防災組織等が事前に把握できる体制を整備する等、防災知識及び技術の習得に努める。

⑵　市の役割

①　自主防災組織の育成及びリーダーの養成

ア　自主防災組織の活動は、地域住民による自発的な取組によって支えられる。このため、防災に関する幅広い見識や熱意を有するリーダーを活用し、先進的な取組事例等の紹介及び研修会等を開催するなど、地域の人材確保及び組織化並びに育成に努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

イ　防災士や自主防災組織のリーダーの個々の知識と技術の向上を図り、地域及び企業等が行う防災活動を支援できる人材を育成する。

ウ　育成にあたっては、新潟県防災リーダーの積極的な活用に努める。

②　意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般財団法人自治総合センター、県及び市の助成事業等の活用を促しながら、自

主防災組織における防災資機材等の整備を推進する。

③　訓練の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に関し、自主防災組織訓練マニュアルの提供、訓練内容への助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

⑶　県の役割

①　自主防災組織の組織化と活動の活性化

市が行う自主防災組織及びリーダーの育成に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報紙等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

② 防災リーダーの育成

学校やNPO等と連携し、各地域で防災情報を正しく伝達できるリーダーを育成する。特に女性が防災分野で活躍できる機会を増やし、若者や子どもが防災について学べる機会を作ることに重点を置き、また、育成した女性防災リーダーが活躍できる場を提供することを支援する。

また、防災情報を正しく理解し、説明できる人材の育成を図るため、地域の防災リーダー等に対して指導・助言を行う「新潟県防災リーダー」を養成し、継続的な知識の習得やスキルアップを支援するなどして、地域防災力の向上を進める。

４　自主防災組織と消防団との連携

⑴　消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

⑵　市は、消防団が自主防災組織の防災訓練等において指導的な役割を担うことができるように努める。

第３節　防災まちづくり

担当：都市整備課、危機管理課、道路課、河川海岸砂防課、建築住宅課、、雨水施設課、ガス水道局

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害に強いまちづくりのため、住民等の安全かつ円滑な避難行動を支えるための総合的な施策を推進する。

①　津波に強いまちの形成
②　避難関連施設の整備
③　建築物の安全化
④　ライフライン施設等の機能確保
⑤　危険物施設等の安全確保
⑥　復興まちづくり事前準備の取組の推進

⑵　要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせる地域社会を形成し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を推進する。

⑶　積雪期の対応

公共施設の計画、整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

２　主な取組

⑴　都市計画に津波防災対策の視点を組み入れ、津波に強いまちづくりを推進する。

⑵　津波浸水想定や津波ハザードマップ等を公表し、各地域における災害リスクについて市民へ周知する。

⑶　要配慮者が日常的に生活している居住施設や病院等の津波被災の抑止に努める。

⑷　最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点から、次のような視点に配慮したまちづくりを進める。

①　臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の被害軽減
②　そこに従事する者等の安全確保

⑸　津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づく津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定等について検討する。

⑹　津波発生時に避難が可能な安全な避難場所や建築物、避難路等の確保を促進するとともに、指定避難所等の周知に努める。

⑺　津波浸水想定地域における不特定多数の者が使用する施設や学校、行政関連施設等の耐震・耐浪化を促進するとともに、危険物施設等の津波に対する安全の確保を図る。

⑻　上下水道、工業用水道、電気、ガス等のライフライン関連施設の耐浪性の確保と代替性の確保を促進する。

３　それぞれの役割

⑴　市民・企業等の役割

①　市民の役割

日頃から地域における災害リスクなど防災上の課題等の把握に努め、住宅等の耐震化など市民一人ひとりが自らの責任でできる防災活動に取り組む。

②　地域の役割

地域における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるとともに、住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながるルール等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

③　企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備等必要な施設を整備する。また、宅地開発等を行う企業は、地域及びその周辺における防災に関する情報の開示に努める。

さらに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないよう考慮するとともに、必要な安全対策を行う。

⑵　市及び県の役割

①　津波に強いまちの形成

ア　津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則しつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた避難手段を検討し、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

イ　浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画等のまちづくりの施策と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

ウ　地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での都市計画マスタープラン等の作成、まちづくりへの防災専門家の参画、都市計画等を担当する職員に対する防災教育など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

エ　県は、津波浸水想定を設定し、津波災害警戒区域の指定を行い、市はそれらを踏まえ、地域防災計画に必要事項を規定するとともに、県と協力し津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。また、市は、津波ハザードマップを作成し、災害リスク等について市民に周知する。

オ　行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、垂直避難が可能となる施設整備に加え、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特

に万全を期する。

カ　県は、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の津波の危険性の高い地域における被害軽減と、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関や市と連携し、海岸保全施設等の整備を検討する。

キ　県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、市とともに水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

ク　県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて、強靭で安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るとともに、緊急ヘリポートの確保に努める。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般配送事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

ケ　県は、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域については、津波災害警戒区域の指定について検討を行うとともに、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、 市は、県とともに必要に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や指定避難所等の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

②　避難関連施設の整備

ア　災害時の避難所等となる学校や体育館等の公共施設の耐震性・耐浪性を確保するとともに、津波から一時的に身を守るため、公園緑地、広場等のオープンスペース、避難ビル等を活用した指定緊急避難場所を確保する。

　また、災害の拡大防止及び住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、指定緊急避難場所及び避難路等のオープンスペースの確保に配慮する。

イ　避難関連施設として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

ウ　避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

エ　市民が安全で円滑に避難できるよう、避難所等を指定したときは、津波サインや誘導看板等の設置、広報紙・ハザードマップ・防災マップ等の配布、防災訓練などにより市民にその位置等の周知徹底を図る。

③　建築物の安全化

ア　劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配

慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震耐浪化など津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

イ　津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の確保や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

④　ライフライン施設等の機能確保

ア　上下水道、工業用水道、電気、ガス等のライフライン関連施設の耐浪性の確保や、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

なお、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備，資機材の備蓄等を行う。特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行う。

イ　関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。

⑤　危険物施設等の安全確保

石油コンビナートや危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

⑶　ライフライン事業者の役割

ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

なお、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行う。

⑷　北陸地方整備局の役割

①　津波対策の推進等

津波災害を防止し、又は津波災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、道路、港湾、その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地滑り対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他国土保全事業、都市の防災対策事業及び道路・港湾・建築物の地震津波対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行う。

第４節　集落孤立対策

担当：危機管理課、市民安全課、道路課

１　計画の方針

⑴　基本方針

海岸部の一部の地域では、地震や津波に伴う土砂崩れや浸食等による交通遮断及び降積雪により孤立状態となることが予想されることから、救援が届くまでの間、自立的な日常生活が維持できるよう、必要な装備、物資の事前配置及び防災拠点の整備を行う。

⑵　要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに安全な地域へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入れ先を確保する。

⑶　積雪期の対応

孤立の長期化、屋外避難の困難性、雪崩など二次災害発生の危険性等を考慮し、指定避難所等の収容人員、飲料水、食料、暖房、調理用熱源及び燃料の確保に特に配慮する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部第１章「第４節　集落孤立対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第５節　避難体制の整備

担当：危機管理課、高齢者支援課、生活援護課、福祉課、地域医療推進課、こども家庭センター、幼児保育課、都市整備課、道路課、河川海岸砂防課、教育総務課、学校教育課、施設を管理する課

１　計画の方針

⑴　基本方針

津波による人的被害を最小限にとどめるため、市民等の迅速かつ自主的な避難、避難情報等の発表・伝達体制の整備及び指定避難所等の機能・環境の整備を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民等は、各自の責任で災害に備え、市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

特に、市、県及び防災関係機関は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲内の現象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、市民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

⑵　要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

①　避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の事前把握・共有、避難行動要支援者名簿の整備
②　早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達
③　防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
④　避難先での安否確認及び生活面の配慮
⑤　避難行動要支援者への支援を中心とした避難訓練
⑥　指定避難所等の開設訓練による開設手順、開設有無の確認手順等の習熟

⑶　積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

①　避難者全員を収容できる指定避難所等の確保
②　指定避難所での暖房確保等の寒冷対策
③　雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の市民等への事前周知
④　積雪時における避難訓練

２　主な取組

⑴　津波避難計画を策定し、その内容を市民等に周知する。
⑵　津波に関する防災知識や地域の危険に関する情報の事前周知を図る。
⑶　避難指示等に関する伝達手段と経路を確立し情報伝達体制の整備に努める。
⑷　避難指示発令の客観的基準を設定する。
⑸　避難誘導体制の整備に努める。
⑹　避難困難区域を解消する避難環境の整備（避難路・避難階段・指定緊急避難場所の整備など）に努める。
⑺　指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

⑻　指定避難所等の開設・運営における、市民の主体的な関わりを推進する。

３　それぞれの役割

⑴　市民・企業等の役割

①　市民の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、以下の事項について平常時から努める。

ア　強い揺れ（震度４以上）又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始すること。

イ　自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを意識し、避難をする際は、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難を呼びかけるとともに、率先して避難すること。

ウ　市が発令する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動を起こす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

エ　徒歩による避難が原則であることを理解しておくこと。また、避難行動要支援者等に限り、自動車による避難も選択肢の一つとする。

オ　津波発生時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、市民一人一人が冷静な判断のもとに実践していくことが重要となるため、市や町内会、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加すること。

カ　ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、地盤の液状化等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

キ　災害時の指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練を通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。

ク　災害時における家族等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

ケ　携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。

コ　津波からの避難に関する基本ルールとして、Ｊアラートからの緊急放送（大津波警報、津波警報、津波注意報）は避難指示であり、沿岸部にいる場合は速やかに緊急避難場所や浸水被害が想定されない地域へ避難すること。

②　地域の役割

相互の協力の下、町内会、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、平常時から迅速かつ安全な避難体制の整備に努める。

ア　避難時において避難を呼びかけ、率先して避難できるよう地域の関係を築くこと。

イ　消防団員の活動上の安全を確保するため、行動マニュアルの策定など準備しておくこと。

ウ　地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認しておくこと。

エ　地域の状況に応じた避難方法、昼間と夜間の違い、季節の違いによる避難のあり方について検討し

ておくこと。また、防災訓練やパトロール等を実施し、必要に応じて見直すこと。

オ　避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難誘導に協力できる関係を築くこと。また、避難行動要支援者等が自動車で避難する場合には、事前に支援の在り方を取り決めておくこと。

カ　地域住民の安全を確保するための取組、指定避難所等・危険箇所、避難行動要支援者の安否確認・支援の方法、情報伝達体制・避難誘導体制の把握・確認等のため、地域の防災訓練等を積極的に実施すること。

キ　地域が主体的に指定避難所等を開設、運営できるよう、訓練に参加すること。

③　企業・事業所等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

ア　避難行動要支援者や一時滞在者の避難を支援すること。

イ　必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難所等として提供すること。

④　多数の者が利用・所在する施設の管理者等の役割

下記の事項に十分留意し、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難誘導等の安全確保対策を講じる。

ア　学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

(ｱ)　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

(ｲ)　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。

(ｳ)　災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。

(ｴ)　近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。

(ｵ)　保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

イ　その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）

(ｱ)　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

(ｲ)　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。

(ｳ)　施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難誘導体制を整備すること。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聞くように努めるものとする。

⑵　市の役割

市は、津波発生時に市民等が迅速かつ自主的に避難できるよう、県が提示する指針に基づき津波避難計画を策定し、防災知識・危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所等の機能・環境整備、上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の策定及び福祉避難所の指定等を行い、以下により体制を整備する。

①　津波避難計画の策定

県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、避難

対象地域、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発表基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、その内容を住民等に周知徹底を図る。

② 津波に関する知識や地域の危険に関する情報の事前周知

ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた津波に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項等の普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される津波浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績をもとに、津波ハザードマップを作成し、市民等に配布して周知を図る。なお、津波ハザードマップの作成にあたっては、市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

③ 避難指示情報伝達体制の整備

ア 津波警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ 非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

ウ 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努める。

エ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール）、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、市民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。

オ 在宅の避難行動要支援者に対する避難に関する情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

カ 上越ケーブルビジョン㈱との協定に基づき、避難に関する情報の伝達体制を確保する。
また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。

キ 避難指示の意味及び市民等の取るべき行動について、Ｊアラートからの緊急放送（大津波警報、津波警報、津波注意報）は避難指示であり、沿岸部にいる場合は速やかに緊急避難場所や浸水被害が想定されない地域へ避難することなど、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、市民等が危険の切迫性を認識できるように伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

ク 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と近隣施設等との連絡・連携体制の構築に努める。

ケ 情報の収集・連絡体制の整備を図り、その際の役割・責任等の明確化に努めるとともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

④　避難指示の発令基準

本市における避難指示の発令基準を次の通りとし、状況に応じて迅速に発令する。

区　分	発令時の状況等	対象となる市民等	求める行動
避難指示	・気象庁から津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報、津波警報が発表されたとき	・沿岸部や川沿いにいる人	・ただちに指定緊急避難場所（高台や津波避難ビルなど安全な場所）に避難する
	・気象庁から津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき	・海の中や海岸にいる人	・ただちに海から上がって、海岸から離れる

避難指示の解除基準は、津波予報区「新潟県上中下越」の大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されたときとする。

⑤　避難誘導体制の整備

ア　津波発生時の避難については、徒歩による避難を原則とすることの周知に努めるとともに、避難行動要支援者などがやむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ町内会や自主防災組織と検討し、地域別避難行動計画や個別避難計画に反映する。

イ　消防職員、消防団員及び市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達予想時刻までの防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知する。

ウ　高齢者や障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

エ　学校等が保護者との間で、「学校防災マニュアル作成の手引き」等を参考にしながら、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

⑥　指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び整備

ア　指定と周知

(ｱ)　市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定する。

(ｲ)　指定避難所等を指定したときは、統一的な図記号等を利用したわかりやすい標識の設置（津波サイン等の設置）、広報紙・ハザードマップ・防災マップ等の配布、防災訓練などにより市民にその位置等の周知徹底を図る。

(ｳ)　指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から

市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

(ｴ)　指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

イ　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に当たっての注意点

(ｱ)　指定緊急避難場所の確保にあたり、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所を指定又は確保するよう努める。

(ｲ)　やむを得ず、津波による被害のおそれのある場所を指定避難所等に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(ｳ)　指定緊急避難場所として、利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(ｴ)　感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、災害発生前から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(ｵ)　市は、災害時に住民が集団で避難することが予想される指定緊急避難場所以外の施設等について、平時から把握に努める。

(ｶ)　指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(ｷ)　女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。

(ｸ)　指定避難所は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。また、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するとともに、施設内のトイレ及び通路等のバリアフリー化に努める。

(ｹ)　指定避難所には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した設備の整備を推進する。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

(ｺ)　避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ウ　即応体制の整備

(ｱ)　夜間・休日を問わず津波発生時に直ちに施設を開設できるよう、自主防災組織等、地域の住民に鍵の管理・開錠を委託する。

(ｲ)　指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者

をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

(ｳ)　指定避難所等の運営に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

(ｴ)　マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(ｵ)　指定避難所等には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(ｶ)　指定避難所等の開設・運営について、自主防災組織や防災士等、地域の住民組織が主体的に関与できるよう共同での訓練を実施するとともに、事前に協議しておくよう努める。

(ｷ)　指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(ｸ) 感染症等発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

(ｹ) 保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(ｺ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(ｻ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

エ　福祉避難所の指定

(ｱ)　災害時において、指定避難所内の一般避難スペースでの避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする人のそれぞれの身体等の状態に応じた避難環境を速やかに確保するため、福祉避難所の設置及び運営に関する協定に基づき、福祉事業所等の協力を得て、当市の実情に合わせた福祉避難所を事前に指定する。

a　福祉避難所は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。

b　受入法人と協議し、福祉避難所において受入可能人員等を事前に確認する。

(ｲ)　福祉避難所の開設及び管理運営については、市が定める福祉避難所開設・運営マニュアルによるものとする。

オ　指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努

める。

⑦　避難所開設・運営マニュアルの習熟

災害時における指定避難所の管理・運営を適切に行うため、指定避難所の開設及び管理運営に関する事項について定める避難所開設・運営マニュアルを習熟する。

⑧　市民避難誘導訓練の実施

ア　地区別にあらかじめ定めた津波避難計画に従い、避難指示が発令された際、市民が迅速かつ自主的に避難できるよう、訓練を実施する。

イ　地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、避難行動要支援者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ　浸水、地盤の液状化や指定緊急避難場所及び指定避難所を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップを活用した訓練を行う。

⑶　県の役割

①　津波避難計画策定指針の策定

県は、津波対象地域の指定、初動体制、防災対応に従事する者の安全の確保、津波情報の収集・伝達、避難指示等の発令、平常時の津波防災啓発及び避難訓練等を定めた津波避難計画を策定する際の指針を定め、市に提示する。

②　情報収集・連絡体制の整備

ア　県は、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ　県は、市、他の都道府県、国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。

ウ　県は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。

エ　県は、非常通信体制の整備や、新潟県総合防災情報システムを含む有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

オ　県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努める。

③　市民への防災に関する情報の提供

ア　地震及び津波に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項等の普及・啓発を行う。

イ　県の設置した震度計の震度情報等、気象庁を通じて市民に提供する。

ウ　県の防災専用ホームページにより防災情報を市民に提供する。

④　市の避難体制整備の支援

ア　地域の危険情報の市への提供

(ｱ)　津波による浸水想定区域図を策定・提供する。

(ｲ)　重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。

(ｳ)　土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。

(ｴ)　雪崩危険箇所の危険区域図を策定・提供する。

イ　市による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

(ｱ)　県から市への警報等の迅速な伝達体制を維持・強化する。

(ｲ)　市の避難指示等発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。

(ｳ)　前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。

(ｴ)　県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

(ｵ)　市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ　指定避難所等の確保への協力

(ｱ)　市の指定避難所等に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

(ｲ)　県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

(ｳ)　ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

(ｴ)　感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ　関係機関との情報交換体制の整備

(ｱ)　介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう指導につとめ、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

(ｲ)　あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を養成することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(ｳ)　避難住民及び緊急物資の運送に係る車輌等の状況について、運送機関と情報連絡の上、市に情報提供を行う。

オ　避難所等が孤立した場合の搬送支援

津波浸水等の事情により住民が避難した避難場所等が孤立した場合において、中長期的な避難先となる指定避難所等へ避難者を搬送するための体制を整備する。

カ　広域避難に係る市の調整

(ｱ)　他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備の支援

市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要となる車輌等の状況について、関係機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

(ｲ)　広域避難の受入れに備えるための市の体制整備の支援

市民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

(ｳ)　大規模広域災害時に、市が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(ｴ)　県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

⑷　関係機関の役割

①　北陸地方整備局

ア　市が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ　過去の津波災害の記録等や、「液状化しやすさマップ」等の技術資料を公表し、市民に対して津波災害の危険に関する注意を喚起する。

ウ　国が所管する国営公園について、広域的な避難場所として活用できるよう配慮する。

②　新潟地方気象台

ア　市民や施設管理者等が大津波警報・津波警報・津波注意報を受信したときの適切な対応行動など、大津波警報・津波警報・津波注意報についての普及・啓発に努める。

イ　津波情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、津波に関する基本的な知識や、市民が身を守るために必要な情報等を随時提供する。

ウ　市が行う避難情報に関するガイドラインや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

③　福祉関係者の役割

民生委員・児童委員、介護事業者等の福祉関係者は、「上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に則り、避難行動要支援者の居住実態の把握、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておく。

第６節　要配慮者の安全確保

担当：高齢者支援課、生活援護課、危機管理課、多文化共生課、地域政策課、市民課、広報対話課、契約検査課、建築住宅課、福祉課、地域医療推進課、健康づくり推進課、国保年金課、こども家庭センター、幼児保育課

１　計画の方針

⑴　基本方針

要配慮者は、災害対応に必要な情報の把握が困難で、さらに自らの行動等に制約のある場合も多いことから、その安全や心身の健康状態等に特段の配慮を払う。また、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等と日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、町内会、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下、本節において「社会福祉施設等」という。）は協力しながら避難行動要支援者名簿を整備するなど、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

⑵　積雪期の対応

関係機関の協力を得て、避難行動要支援者が居住している住宅の雪下ろし、除雪等に関して必要な措置を講じる。また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、県、市と協力して、指定避難所等、避難路の確保のため適時除雪等を実施する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第６節　要配慮者の安全確保」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第７節　火災の予防

担当：危機管理課、市民安全課

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震･津波及び防火に関する知識の普及に努め､地震又は津波発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

また、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

さらに、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導体制の整備に努める。

⑵　要配慮者に対する配慮

①　市は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

②　市及び上越地域消防事務組合は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火訪問等を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置普及を図る。

⑶　積雪期の対応

市は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第７節　地震火災の予防」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第８節　水防活動体制の整備

担当：危機管理課、市民安全課、福祉課、高齢者支援課、幼児保育課、こども家庭センター、地域医療推進課、学校教育課

１　計画の方針

⑴　基本方針

津波における水防活動は、第一波到達時間が短い場合もあることから、市や県、国等の関係機関は、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮し、地域における水防活動体制の整備に努める。

⑵　要配慮者に対する配慮

要配慮者利用施設については、津波発生時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達体制の整備を図る。

市は、津波浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

２　主な取組

⑴　水防計画を策定する。

⑵　水防協力団体を指定する。

⑶　消防団の育成強化・安全確保を図る。

⑷　水防施設の整備を図る。

⑸　災害発生時の処置を安全かつ迅速に実施する。

３　それぞれの役割

⑴　市民・地域等の役割

①　市民の役割

ア　日頃から、「自らの命は自らが守る」意識のもと自分の住んでいる地域の浸水履歴及び浸水の可能性やとるべき避難行動等について認識を深める。

イ　津波発生時、水防管理者（市長）、消防団又は消防署等の長から水防の協力要請があった場合は水防に協力する。

②　地域の役割

津波に関する教育や避難訓練を実施し、地域の協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近

所に声を掛け合い、迅速に行動する。

③　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定に基づき、市地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

⑵　市の役割

①　水防計画の策定

県水防計画に応じて当該区域における水防計画を策定し、消防団等の水防組織を整備する。水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。

②　水防協力団体の指定

一般社団法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定する。

③　消防団の育成強化・安全確保

ア　平常時から消防団の研修や訓練の計画を定め広報活動を行い、消防団組織の充実と習熟に努める。

イ　自主防災組織のリーダーに対する研修や訓練を定期的に実施して、自主防災組織の強化に努める。

ウ　津波到達時間が短い場合においては、高台への避難を優先するなど、水防活動に従事する者の安全確保が図られるよう、マニュアル等の整備を行う。

④　水防施設の整備

水防活動の拠点となる水防倉庫の整備や、水防資機材の適切な配備に努める。

⑤　災害発生時の処置

ア　気象庁から津波警報等が発表された場合、その後の情勢を把握することに努め、消防団員の安全を確保した上で直ちに次の段階に速やかに入りうるような体制を整備しておく。

イ　津波警報等が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき、区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

⑶　県の役割

①　水防計画の策定

ア　洪水、雨水出水、津波、又は高潮に際し、水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。

イ　水防組織や重要水防箇所に関する事項や気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

ウ　危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

②　水防管理団体の指定

水防法に基づく水防管理団体である市及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

③　水防資機材

ア　緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ、水防管理団体及び（一社）新潟県建設業協会等の関係機関と協力して、資機材の整備に努める。

イ　非常の際の水防資機材及び作業員の輸送について、あらゆる事態においても必要な輸送措置が講じられるよう体制整備に努める。

④　重要水防箇所の調査

洪水、波浪等による重要水防箇所を定期的に調査し、水防管理団体に周知徹底を図る。

⑷　国土交通省高田河川国道事務所

①　水防計画の策定

防災業務計画にて洪水時等における被災の拡大を防ぐため必要な事項を定める。

②　水防拠点

洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害時の緊急復旧活動並びに水防活動を円滑に行うため水防拠点の整備を図る。

③　重要水防箇所の調査

堤防施設等の重要水防箇所を定期的に調査し県及び市に周知徹底を図る。

⑸　その他防災機関

市及び県と連携を密にし、水防活動等に協力する。

第９節　救急・救助体制の整備

担当：危機管理課、地域医療推進課、健康づくり推進課、高齢者支援課

１　計画の方針

⑴　基本方針

大規模災害が発生した場合、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等の危機的状況が被災者へ同時多発的に降りかかることから、迅速かつ適切な救出及び救急医療活動に必要な体制を整備するとともに、要救助者等の情報や受入れ病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、効果的な活動を行うことができる体制の整備を図る。

⑵　要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者が災害の被害に遭うケースが多いことから、避難行動要支援者名簿を共有するなど、市、上越地域消防事務組合、県及び県警察は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われる体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

⑶　積雪期の対応

市及び上越地域消防事務組合は、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び指定避難所等への住民の避難誘導体制等の整備に努める。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第８節　救急・救助体制の整備」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 10 節　医療救護体制の整備

担当：健康づくり推進課、地域医療推進課、危機管理課

１　計画の方針

⑴　基本方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制のもと、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。

⑵　要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害の被害に遭うケースが多いことから、市及び上越地域消防事務組合は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

⑶　積雪期の対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第９節　医療救護体制の整備」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 11 節　食料・生活必需品等の確保

担当：危機管理課

１　計画の方針

⑴　基本方針

①　津波発生から交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低３日間、推奨１週間」分の必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「食料及び物資等」という）は、市民（家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。

②　市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等を確保できない市民や、一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。

③　市は、物資等の供給又は緊急調達が困難な場合、県に対し物資等の提供又は調達の代行を要請する。県は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な市からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。

④　市及び県は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標と分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

⑤　孤立する可能性がある避難所等への物資供給の方法を確立する。

⑥　民間事業者に委託可能な業務（支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておき、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

⑦　市及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

⑧　市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

⑵　要配慮者に対する配慮策

①　市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を要する者を特定し、これらの者に必要な食事及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。

　また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備し、食料の備蓄、提供方法、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。

② 市は、高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給に配慮できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。

⑶ 積雪期の対応

① 市は、輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の指定避難所等に事前配備する。

② 市は、指定避難所等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

③ 市は、指定避難所等において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備に努める。

⑷ 夏季における対応

市は、夏季においては、指定避難所等が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 10 節　食料・生活必需品等の確保」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 12 節　廃棄物処理体制の整備

担当：生活環境課

１　計画の方針

大規模地震又は津波の発生時は、がれき等の廃棄物が大量発生するほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難となることが想定される。そのため、大規模地震又は津波の発生に伴う建物等の災害がれき及び指定避難所等から排出されるごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図ることが必要となる。

市では、「災害廃棄物対策指針」（平成 31 年 3 月 環境省）」を参考に、地震、水害で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な基本的事項を示す計画として、「上越市一般廃棄物処理基本計画 第 4 部 災害廃棄物処理計画」を作成している。

市の廃棄物処理体制は、この処理計画に沿い実施する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 11 節　廃棄物処理体制の整備」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 13 節　治山・砂防・河川・海岸施設等の地震・津波対策

担当：危機管理課、都市整備課、農林水産整備課、河川海岸砂防課、雨水施設課、
ガス水道局

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波による被害を防止し、又は軽減するために、河川及び海岸保全施設の整備を計画的に進めるものとする。各施設においては、設計対象の津波高を超えた場合でも、その施設の効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観にも配慮するものとする。

また、治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のため維持・修繕を推進する。

⑵　要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に配慮した施設の整備を行うとともに、適切な情報伝達を行うことができる体制及び施設を整備する。

⑶　積雪期の対応

積雪期における施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等は、雪が障害となり多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所をあらかじめ調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議する。

また、積雪状況によっては、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等によっては消防防災ヘリコプターを活用するなど、被災状況の迅速な調査体制について、県と事前に協議する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 13 節　治山・砂防・河川・海岸施設等の地震対策」を準用する。

この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 14 節　農地・農業用施設の地震・津波対策

担当：農林水産整備課

１　計画の方針

⑴　基本方針

①　各施設の共通的な災害予防対策

ア　農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設については、一貫した管理が可能となるよう体制の整備を図るとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化に努める。

イ　建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

ウ　震災時における円滑な応急措置を実施するため､平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、緊急点検を迅速かつ的確に行うためのルート、手順等を定めたマニュアル等を整備する。

エ　基幹農道、農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

オ　各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

②　農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設置するとともに、液状化対策を実施する。

③　用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工・樋門・樋管・排水機場等のうち耐震性、耐浪性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。

④　ため池施設の災害予防対策

老朽化が甚だしく、また耐震構造に不安のあるため池について、現地調査を行い、各施設の危険度判定結果に基づく計画的な施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については､「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

⑵　応急措置の実施

津波により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

また、津波により浸水した農地の迅速な排水を実施するための排水体制を整備する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 14 節　農地・農業用施設の地震対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 15 節　道路・橋梁・トンネル等の地震・津波対策

担当：道路課、農林水産整備課

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路等、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、耐震性の確保等の道路施設の整備や迅速に道路情報を収集・共有する体制を整えるとともに、相互協力の下道路機能の確保に当たる体制を整備する。

⑵　新潟県緊急輸送道路の指定

新潟県地域防災計画では、高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、一次から三次の緊急輸送道路として次図のとおり指定する。

①　一次緊急輸送道路

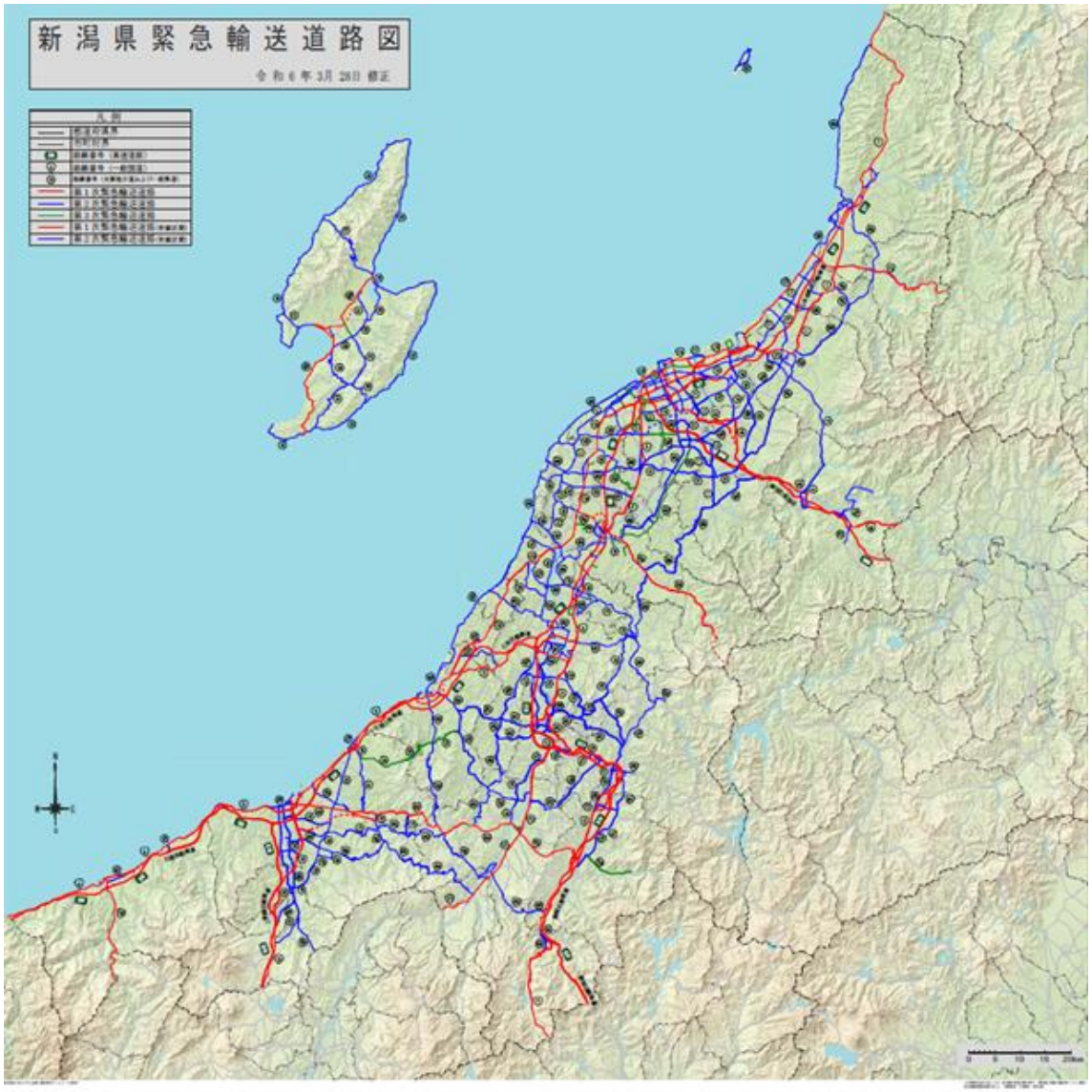
高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道（県庁所在地、地方中心都市、重要港湾等）

②　二次緊急輸送道路

一次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路（市庁等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）

③　三次緊急輸送道路

一次、二次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路



新潟県緊急輸送道路網図

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 15 節　道路・橋梁・トンネル等の地震対策」を準用する。

この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 16 節　港湾・漁港施設の地震・津波対策

担当：産業立地課、農林水産整備課

１　計画の方針

港湾・漁港施設は、他の公共土木施設とともに災害時において重要な役割を担うことから、地震又は津波の発生に備えた防災体制を確立し、被害の軽減及び地震又は津波の発生時における応急復旧等の迅速な対応を図る。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 16 節　港湾・漁港施設の地震対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 17 節　建築物等の災害予防

担当：建築住宅課、施設を管理する課

１　計画の方針

大規模な地震又は津波の発生により、建築物に甚大な被害が発生した場合、市民の生命をはじめ、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震又は津波発生後の建築物の損壊等による二次被害も予想されるため、防災上重要な公共建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

⑴　基本方針

①　行政関連施設、要配慮者に関わる施設等、防災上重要な公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性及び不燃性の確保を図る。また、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。

ア　防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

(ｱ)　災害対策本部が設置される施設（市庁舎、総合事務所庁舎等）

(ｲ)　医療救護活動の施設（病院等）

(ｳ)　応急対策活動の施設（警察署、消防署、市、県等の地域機関庁舎等）

(ｴ)　避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）

(ｵ)　社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）

(ｶ)　ライフライン等生活基盤となる施設の管理建物

イ　防災上重要な公共建築物等における防災対策を以下のとおり実施する。

(ｱ) 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

建築物の所有者等は、建築基準法による新耐震設計基準施行（昭和 56 年 6 月）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修等を推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。

(ｲ)　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

a　飲料水の基本水量の確保

b　非常用電源の基本能力の確保

c　配管設備類の耐震性強化

d　防災設備の充実、他

(ｳ)　耐震性や耐浪性の高い施設整備

市及び県は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年）」を参考に耐震性等に配慮した施設づくりを行う。

(ｴ)　施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検等の維持管理を行う。

a　法令に基づく点検等の台帳

b　建設時の図面及び防災関連図面

c　施設の維持管理の手引き

②　不特定多数の人が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に配慮し、防災対策を以下のとおり実施する。

ア　地震又は津波発生時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備

イ　不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ　避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の協力の徹底

エ　地震又は津波発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ　当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の敢行

カ　個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

③　一般建築物の災害予防を以下のとおり推進する。

ア　現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法等の技術基準により安全確保が図られてきたところであるが、さらに、過去の地震又は津波、大火等の経験を踏まえ防災規定が改正されるなど、より一層の強化がなされている。

今後も、現行建築基準法の耐震基準に適合しない建築物の安全性向上、また、ガラスや天井など非構造部材の破損による内部被害の防止、さらに、密集市街地等に所在する建築物の不燃化の推進など、震災時の被害軽減や火災発生を防止するための対策が必要である。

イ　耐震改修推進計画

地震又は津波に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じる。

(ｱ)　一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導・助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導する。

(ｲ)　特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要な指導・助言を行う。

(ｳ)　新耐震設計基準施行以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断及び改修について啓発・指導を行う。

(ｴ)　地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導を行う。
また、高層建築物における長周期地震動対策や住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。

(ｵ)　地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難所等並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導を行う。

(ｶ)　がけ地等における安全立地について、建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

(ｷ)　緊急輸送道路沿い建物の耐震化を促進する。

(ｸ)　住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。

(ｹ)　工事中の建築物において、地震又は津波時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。

(ｺ)　平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

⑵　要配慮者に対する配慮

①　防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

②　不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。

⑶　積雪期の対応

①　防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

②　住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止、軽減するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 17 節　建築物等の災害予防」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 18 節　鉄道事業者の地震・津波対策

担当：交通政策課、危機管理課

１　計画の方針

東日本旅客鉄道㈱、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱、北越急行㈱及びえちごトキめき鉄道㈱（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震又は津波が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 18 節　鉄道事業者の地震対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 19 節　非常用通信網の整備と地震・津波対策

担当：危機管理課、行政イノベーション課、用地管財課

１　計画の方針

⑴　市、県及び防災関係機関は、災害発生時の通信手段を確保するため、非常用通信施設設備の災害に対する安全性の確保、停電対策及び非常用通信施設設備被災の危険分散等の防災対策を推進する。

⑵　市、県及び防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 19 節　非常用通信網の整備と地震対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 20 節　放送事業者の地震・津波対策

担当：広報対話課、危機管理課

１　計画の方針

放送は、地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時において、緊急地震速報・震度情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び市民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限にくい止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送機能を確保するため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進並びに防災体制の確立を図る。

地震又は津波に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 20 節　放送事業者の地震対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 21 節　電気通信事業者の地震・津波対策

担当：危機管理課

１　計画の方針

電気通信設備の公共性に鑑み、災害時においても通信網が確保できるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 21 節　電気通信事業者の地震対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 22 節　電力供給事業者の地震・津波対策

担当：危機管理課

１　計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、市民の日常生活及び社会経済活動の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 22 節　電力供給事業者の地震対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 23 節　ガス事業者等の地震・津波対策

担当：ガス水道局

１　計画の方針

⑴　基本方針

①　都市ガス事業者（市）、ＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、災害時における被害の防止又は軽減を図り、市民の安全を確保するため、次の対策を行う。

ア　都市ガス供給設備及びＬＰガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の液状化対策を含めた耐震性の向上を図る。

イ　ガス使用者に対して地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時の安全措置を広報等により周知する。

ウ　二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

②　ＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ＬＰガス事業者」という。）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

③　市民は、地震発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上に努める。

④　市は、次の対策を行う。

ア　病院及び公共施設等で都市ガスが使用できなくなった場合のＬＰガス等による代替措置を確保する。

イ　地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時の安全措置等について普及・啓発を図る。

⑤　県は、地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時の安全措置等について普及・啓発を図る。

⑵　要配慮者に対する配慮

ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者に対して、地震又は津波時の安全措置について普及・啓発を図る。

⑶　積雪期の対応

市民は、ガスメーター・配管及びＬＰガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 23 節　ガス事業者等の地震対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 24 節　上水道事業者の地震・津波対策

担当：ガス水道局

１　計画の方針

⑴　基本方針

断水や減水など給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、被害や影響を最小限に抑え、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

⑵　積雪期の対応

市は、積雪期における復旧作業が困難であることに留意し、施設が復旧するまでの間における避難住民等に対する応急給水対策を確立する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 24 節　上水道事業者の地震対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 25 節　下水道等施設の地震・津波対策

担当：生活環境課、雨水施設課、ガス水道局

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波による被害を最小限にとどめるため、平常時から下水道等施設の耐震性、耐浪性の強化を推進するとともに、資機材の整備や関係機関との協力体制等の構築に努める。

⑵　要配慮者に対する配慮

①　市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

②　市は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被害を受けないように配慮するよう努める。

⑶　積雪期の対応

市は、輸送の困難を考慮し、仮設トイレ等を可能な限り各地区の指定避難所等に事前配備するように努める。

また、市及び県は積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 25 節　下水道等施設の地震対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 26 節　工業用水道事業者の地震・津波対策

担当：産業立地課、危機管理課

１　計画の方針

工業用水道は、工場の操業等の生産活動にとって欠かすことのできない重要な要素であり、災害時においても安定した供給が確保されなければならない。地震又は津波発生に伴う断減水を最小限にとどめるとともに、二次災害を防止するため、施設面及び体制面の対策を整える。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 26 節　工業用水道事業者の地震対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 27 節　危険物等施設の地震・津波対策

担当：危機管理課、環境政策課

１　計画の方針

⑴　基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、地震又は津波等による災害の未然防止を図るため、市、事業者、上越地域消防事務組合、県警察、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び県は、必要な対策を講ずる。

⑵　積雪期の対応

事業者は、地震動に起因する落雪、雪崩による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、降雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 27 節　危険物等施設の地震対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 28 節　学校の地震・津波対策

担当：教育総務課、学校教育課

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波が発生した場合における、学校での児童・生徒、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応を図る。

⑵　要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）の作成や地震又は津波に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第 6 節「要配慮者の安全確保」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮する。

⑶　積雪期の対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 1 章「第 28 節　学校の地震対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 29 節　文化財等の地震・津波対策

担当：文化行政課、文化振興課

１　計画の方針

⑴　基本方針

市は、文化財の現状把握に努めるとともに、文化財所有者に地震又は津波災害への予防措置に係る指導・助言を行う。また、文化財所有者は地震又は津波災害から文化財を保護するため、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備、被災した場合の補修・修復体制の確立等に努める。

⑵　文化財の種別毎の対策

①　建造物

文化財所有者は、文化財を修理・保存し建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断、防災管理者の選任、消防計画の作成等に努める。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

②　美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

③　史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、地震又は津波による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 29 節　文化財等の地震対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 30 節　ボランティア受入れ体制の整備

担当：地域政策課

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しながら、組織的な活動が円滑に行われるよう、市、県及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

⑵　事前体制の整備

市は、上越市社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアを受け入れる市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の体制整備を支援する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 30 節　ボランティア受入れ体制の整備」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 31 節　災害対策基金の積立及び管理

担当：危機管理課

１　計画の方針

⑴　基本方針

市は、上越市災害対策基金条例（平成 7 年条例第 56 号）に基づき設置する災害対策基金（以下、本節において「基金」という。）を適正に管理する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 1 章「第 31 節　災害対策基金の積立及び管理」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 32 節　事業者等の事業継続

担当：産業政策課

１　計画の方針

⑴　基本方針

企業・事業者（以下、「事業者等」とする。）は、災害時の事業者等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業者等において防災活動の推進に努める。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 32 節　事業者等の事業継続」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 33 節　行政機能の保全

担当：人事課、行政イノベーション課、財政課、用地管財課、危機管理課、会計課

１　計画の方針

災害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、業務継続マネジメント（ＢＣＭ）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第１章「第 33 節　行政機能の保全」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害対策本部の組織・運営

担当：情報収集・統括班、すべての班

１　計画の方針

市域に大規模な地震又は津波が発生した場合、市及び防災関係機関は災害規模に応じた初動体制を確立するとともに、相互に連携して災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、災害の拡大防止及び被害の軽減を図る。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第１節　災害対策本部の組織・運営」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第２節　防災関係機関の相互協力体制

担当：調整・渉外班、情報収集・統括班

１　計画の方針

⑴　基本方針

大規模な地震又は津波が発生し、市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、自衛隊等防災関係機関及び災害時応援協定締結団体等の協力を得て応急対策を実施し、災害の拡大を抑止する。防災関係機関は、被害状況やインフラの復旧状況などについて情報を共有する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第２節　防災関係機関の相互協力体制」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第３節　災害時の通信確保

担当：情報収集・統括班、災害対策班（各区総合事務所）

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波による被害状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第３節　災害時の通信確保」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第４節　被災状況等の収集伝達

担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、被害状況調査班、一般被害調査班、土木班、農林水産班、産業観光班、生活環境班、教育班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）

１　計画の方針

⑴　基本方針

被災状況等の収集・伝達は、その後の災害応急対策を講じる上での基幹となるものであることから、地理情報システム（ＧＩＳ）を利用するなど迅速かつ正確な情報の収集・伝達が必要となる。市及び防災関係機関は連携して相互に職位レベルに応じた情報伝達及び迅速な情報収集、情報の共有化に努め、県、関係機関及び市民への情報伝達を行う。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第４節　被災状況等の収集伝達」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第５節　災害時の放送

担当：広報・記録班、情報収集・統括班

１　計画の方針

⑴　放送機関の対応

県内各放送機関は、地震又は津波に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行う。

地震又は津波発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従う。

放送に当たっては、要配慮者に対する配慮ならびに積雪期の対応に配慮した放送を行う。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第５節　災害時の放送」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第６節　広報・広聴活動

担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各区総合事務所）

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波発生時、市民等に迅速かつ的確に正確な情報を伝えることで民生の安定を図り、災害対策を円滑に実施する必要があるため、市、県及び防災関係機関等は相互に協力してソーシャルメディアを活用するなど多様な広報手段を活用して広報活動を実施する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第６節　広報・広聴活動」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第７節　市民等の避難

担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、災害対策班（各区総合事務所）

１　計画の方針

⑴　基本方針

津波災害は、第一波到達時間が短い場合もあるため、市民等は、揺れを感じたとき又は津波警報等を見聞きしたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。

市は、市民等の生命、身体を保護するため、関係機関から伝達を受けた津波警報等を、市民等に伝達するとともに、速やかに的確な避難指示等を行う。

⑵　それぞれの責務

①　市民の責務

ア　強い揺れ（震度４以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。また、津波警報等が発表されたときも、同様とする。

イ　自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを意識し、避難をする際は、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難を呼びかけるとともに、率先して避難をする。

ウ　市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。

区　分	発表時の状況等	対象となる市民等	求める行動
指　示	・気象庁から津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報、津波警報が発表されたとき	・沿岸部や川沿いにいる人	・ただちに避難場所（高台や避難ビルなど安全な場所）に避難する
	・気象庁から津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき	・海の中や海岸にいる人	・ただちに海から上がって、海岸から離れる

エ　避難にあたっては、徒歩によることを原則にしつつ、状況に応じて車避難を選択できるよう、最適且つ安全な避難方法を地域ごとに検討していく。避難行動要支援者などが自動車で避難する場合には、事前の取り決めに従い迅速に避難する。

オ　津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続する。また、日本海側で発生する津波は、地震の規模に比べて波が高く、震源から沿岸までの距離が近いため、到達までの時間が短いという特徴があることや、波が大陸に跳ね返り、何度も押し寄せることにより、長時間警戒を続けなければならな

い可能性があることに留意する。

カ 地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があることを理解する。

② 企業・事業所等の責務

不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難誘導する。

③ 市の責務

ア 津波警報等を迅速かつ正確に、市民等に伝達する。伝達に際しては、市防災行政無線（戸別受信機を含む)、全国瞬時警報システム（Ｊアラート)、災害情報共有システム（Ｌアラート)、テレビ（ケーブルテレビを含む。)、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等の多様な情報伝達手段を活用して行う。

イ 津波警報等を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を行う。市は指示を行った場合には県に報告する。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、避難行動を補完する情報を市民等に伝達する。

ウ 避難指示の発令に当たっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するほか、予想される津波の規模、避難の必要性がある人、具体的な避難行動を明確にするなど、わかりやすい内容で発令する。このとき、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮する。

エ 避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求める。また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

オ 消防職員、消防団員、市職員など防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻も考慮しつつ、避難誘導や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

カ 避難の必要がなくなったときは、避難指示の解除を公示し、県に報告する

キ 二次災害※の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難指示を発令する。

※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等

④ 県の責務

ア 津波警報等を、県防災行政無線その他の方法により、市に伝達するほか、防災関係機関に伝達する。

イ 県は、市が行う避難指示等又は屋内での退避等の安全確保の指示に関し、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言する。

ウ 地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項を、公表する。

エ 知事は、市長が実施すべき避難の指示を実施できなくなった場合、市長に代わって、避難の指示を実施する。

オ 震度情報、津波に関する情報等、避難の判断材料となる情報を収集・集約し、市に随時提供する等

の支援を行う。

カ　前記の情報収集・提供を行う拠点を危機管理センターとし、市への情報支援体制を確立する。

キ　市の避難指示の発令状況を被害状況と共に集約し、総務省消防庁に報告すると共に、報道機関や県ホームページを通じて公表する。

ク　知事は、避難住民の輸送や救出のため、市長からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の協力等を要請する。

ケ　関係機関に協力を要請し、孤立して危険な状態におかれている市民をヘリコプター等により輸送する。

コ　被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

⑤　県教育委員会の責務

所管する県立学校の指定避難所等としての使用に協力する。

⑥　その他防災関係機関等

新潟地方気象台は、津波警報等を発表したときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。

市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示することができる。立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知するものとする。

水防管理者は、津波によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示することができる。

指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕の長又は指定地方行政機関の長は、市長から避難指示等の安全確保措置を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。

⑶　主な取組

市民等の迅速な自主的避難とそのための津波警報等の伝達、避難指示の実施及び安全を確保した避難誘導等により、人的被害発生を防止する。

⑷　要配慮者に対する配慮

①　情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者に対しては、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、市民等の支援の下、安全な場所に避難させる。

②　市は、あらかじめ策定した「上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、消防、県警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。

③　市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

④　県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

⑸　積雪期の対応

①　屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に避難指示を伝達するよう留意する。

②　足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

③　倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民による捜索・救助活動を強化する。

２　大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達

⑴　大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に津波警報等を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模 マグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、住民等が即座に避難行動に取りかかることができるよう、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」といった、災害を具体にイメージできる表現を用いて発表し、非常事態であることを伝える。また、避難の継続や応急活動を支援するため、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることに加えて、津波の今後の見通し等についても伝達・解説する。なお、予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m＜予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大	（巨大） 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 （高い） 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m	10m		
		3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m	5m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m	1m	（表記しない）	海のなかでは人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※　大津波警報を特別警報に位置づけている。

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

⑵　津波警報等の留意事項

①　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

②　津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さを基に、内容を更新する場合がある。

③　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

④　どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

⑤　大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

３　津波情報

⑴　津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 ［発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※注１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※注２）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※注１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。（下図参照）

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（全ての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※注 2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸で観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値でなはなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。（下図参照）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で想定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（ 全ての場合 ）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

⑵　津波情報の留意事項等

①　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

ア　津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

イ　津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

ア　津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

イ　場所によっては､検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

ア　津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

イ　津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

４　津波予報

⑴ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

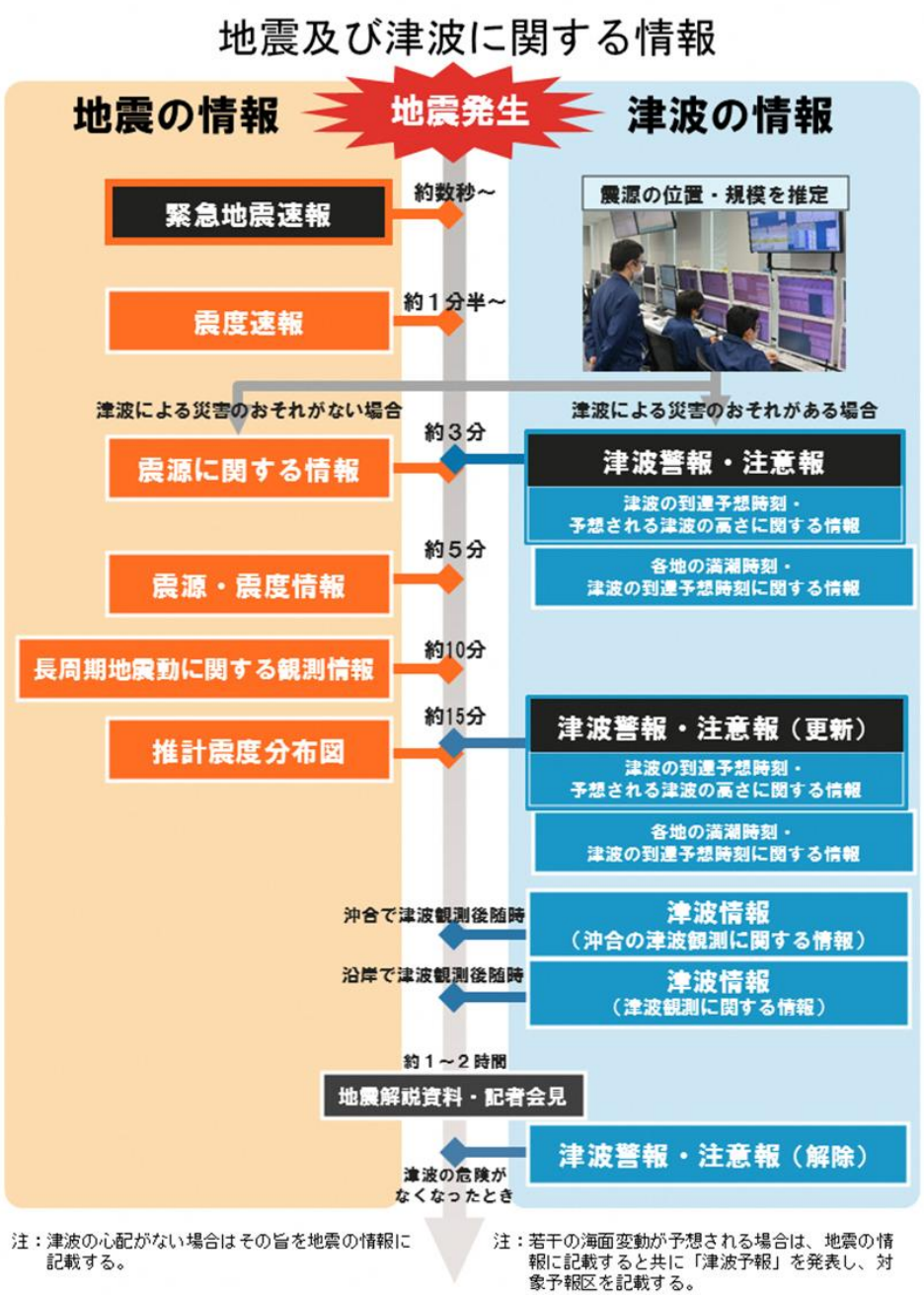
津波予報の発表基準とその内容

	情報の種類	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

⑵　津波予報区

予報区	区域
新潟県上中下越	佐渡市を除く
佐渡	佐渡市に限る

５　地震及び津波に関する情報発表の流れ



出典：気象庁ホームページ（https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/seisinfo.html）

６　避難指示の発令基準

⑴　発令基準

新潟県上中下越に大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき

⑵　解除基準

新潟県上中下越の大津波警報、津波警報及び津波注意報が解除されたとき

７　業務の体系

■　**津波警報等の伝達**

↓

■　**避難指示の発令、伝達**

↓

■　**避難場所（高台や避難ビルなど安全な場所）への避難**

↓

■　**避難誘導**

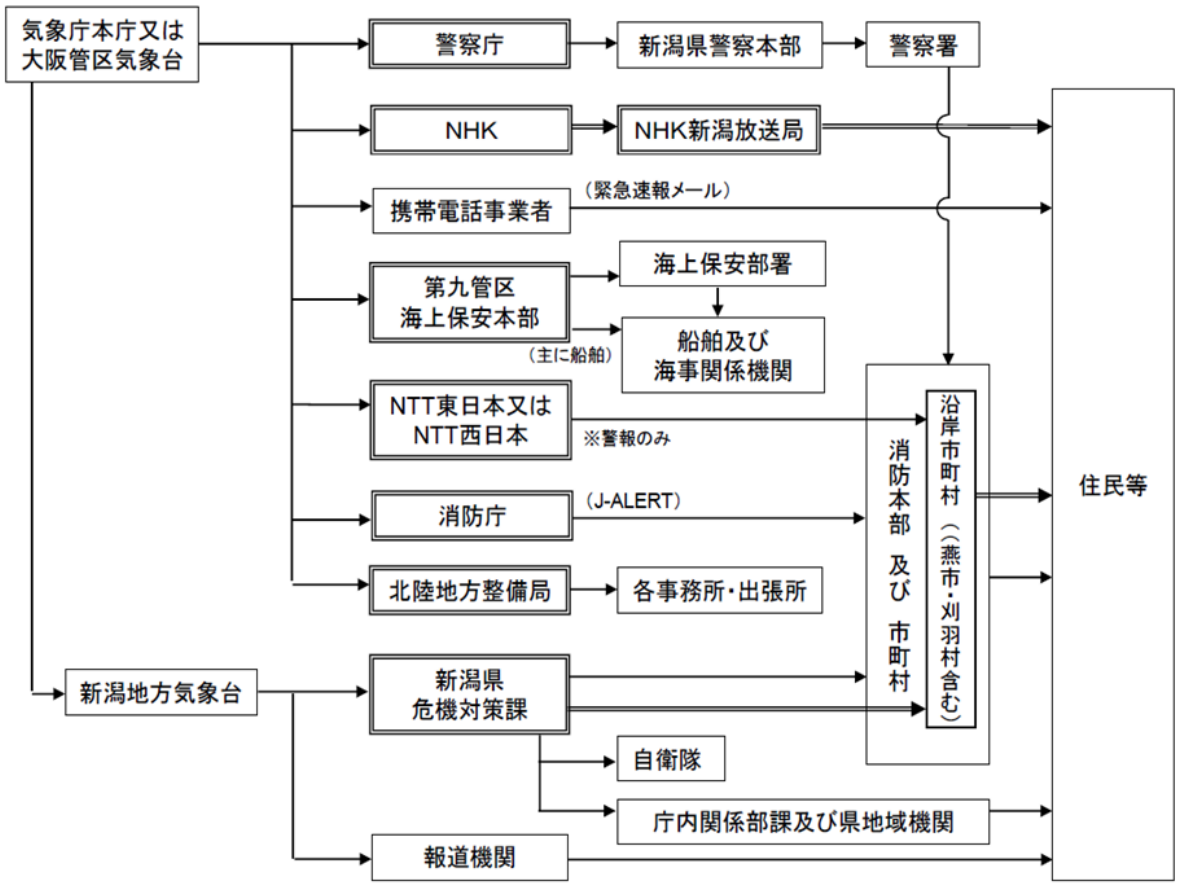
↓

■　**孤立対策**

８　業務の内容

⑴　津波警報等の伝達

市長は、関係機関から大津波警報、津波警報、津波注意報の通知を受けた時は、直ちにその内容に応じ、警報発表時の情報伝達体制等により、適切な方法で所在官公庁及び市民に周知するとともに、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講ずる。



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
注）二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

⑵　避難指示の発令、伝達

避難指示の発令は、状況に応じて次の事項を明示して行うものとし、防災行政無線（戸別受信機を含む）、防災ラジオ等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の市民等に伝達し、避難の周知徹底を図る。

・避難対象地域　・避難先　・避難経路　・避難の理由　・避難時の注意事項

⑶　避難場所（高台や避難ビルなど安全な場所）への避難

市民等は、強い揺れ（震度４以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報等を見聞きしたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。

津波による被害のおそれのある場所に、津波に対して安全な構造を有するとして整備された施設等に避難する場合は、施設管理者の開設を待つことなく避難者自身が迅速に開設し避難する。

⑷　避難誘導

市は、防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻も考慮しつつ、避難誘導や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

⑸　孤立対策

県は、関係機関に協力を要請し、地震又は津波の被害により孤立して危険な状態におかれている市民を、ヘリコプター又はボートを活用して輸送する。

⑹　避難所相互の移送

市は、避難場所から指定避難所・福祉避難所等に移送するときのルール化及びその移送方法を検討する。

第８節　要配慮者の応急対策

担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、ボランティア班

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、県や日ごろ要配慮者の身近にいる地域住民、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働のもと支援を行う。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第８節　要配慮者の応急対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第９節　避難所の運営

担当：避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）

１　計画の方針

⑴　基本方針

指定避難所は、速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の入居先が確保できた段階で閉鎖する。

指定避難所の開設は地域住民等の協力を得て行う。開設に当たっては、市が作成する避難所開設・運営マニュアルに基づき、迅速で確実に行うとともに、運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い、女性や子ども等の安全及びプライバシーの確保に十分に配慮し、市民が安心して避難できる環境づくりを行う。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第９節　避難所の運営」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 10 節　トイレ対策

担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班

１　計画の方針

⑴　基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、仮設トイレ及び携帯トイレを提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 10 節　トイレ対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 11 節　入浴対策

担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班

１　計画の方針

⑴　基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 11 節　入浴対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 12 節　ペットの保護対策

担当：福祉・医療班、情報収集・統括班

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を同行して指定避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や（公社）新潟県獣医師会、(一社) 新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、(公社) 新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 2 章「第 12 節　ペットの保護対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 13 節　食料・生活必需品等供給対策

担当：食料調達班、情報収集・統括班、調整・渉外班、避難所対策班、物資調達・輸送班

１　計画の方針

⑴　基本方針

被災者及び災害応急事業現地従事者に対し、主要食料、副食、飲料水等を供給する必要が生じたときは、県及び民間業者、防災関係機関等との連携により確保し、速やかに供給する。

また、被災者に対し生活必需品を供給する必要が生じた場合も、県や民間業者、防災関係機関との連携により迅速かつ的確に提供する。

なお、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料及び物資等が提供されるよう努める。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 13 節　食料・生活必需品等供給対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 14 節　避難所外避難者の支援対策

担当：情報収集・統括班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、ボランティア班、産業観光班、生活環境班、ガス水道班、災害対策班（各区総合事務所）

１　計画の方針

⑴　基本方針

避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送等、必要な支援を行う。

なお、「避難所外避難者」とは、市があらかじめ指定した避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 14 節　避難所外避難者の支援対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 15 節　こころのケア対策

担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、教育班

１　計画の方針

⑴　基本方針

被災によるこころの健康障害の予防と早期発見を図るとともに、被災者自らが精神的健康を回復・維持増進し、健康な生活が送れるよう中長期的に支援する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 15 節　こころのケア対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 16 節　自衛隊への災害派遣要請

担当：情報収集・統括班

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

⑵　自衛隊の災害派遣基準

①　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）

②　差し迫った必要性があること。（緊急の原則）

③　自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 16 節　自衛隊への災害派遣要請」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 17 節　緊急輸送対策

担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）等の輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の安全性や積載量等の機能強化を図りつつ緊急輸送を実施する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 2 章「第 17 節　緊急輸送対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 18 節　警備・保安及び交通規制

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班

１　計画の方針

⑴　基本方針

警察本部は、平素から国、県及び市町村並びに防災関係機関・団体と緊密な連携の下に総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 18 節　警備・保安及び交通規制」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 19 節　海上における応急対策

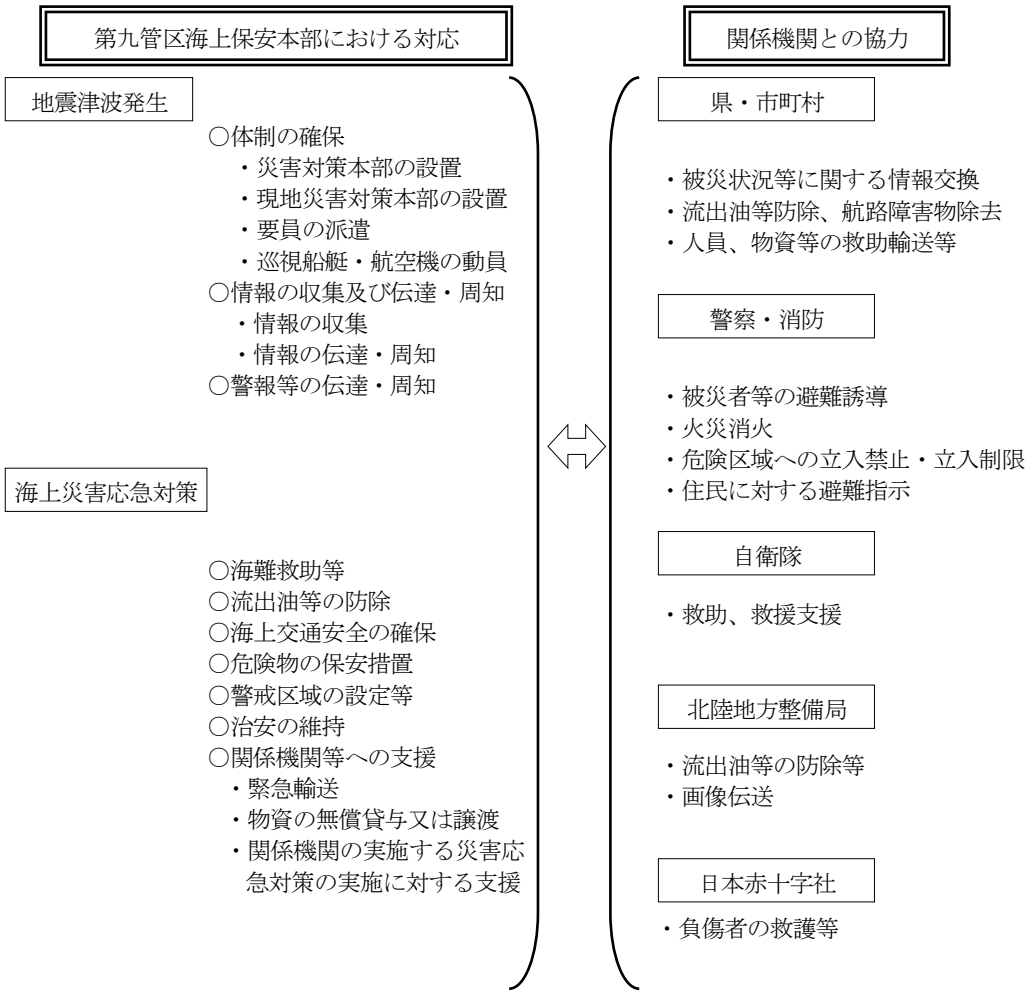
担当：情報収集・統括班、調整・渉外班

１　計画の方針

大規模地震発生時、海上においては、津波等による多数の人身事故及び船舶海難の発生、大量の油及び有害液体物質等の流出、沿岸及び海上における火災の発生等甚大な海上災害の発生が予想される。

これら地震による大規模な海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、必要に応じて現地対策本部を設置するとともに、関係機関との協力体制を構築し、効果的な災害応急対策を行う。

２　第九管区海上保安本部（上越海上保安署）における応急対策フロー図



３　業務の内容

⑴　体制の確保

①　災害対策本部の設置

第九管区海上保安本部は、大津波警報が発表されたときは、必要な職員を直ちに参集し、第九管区海上保安本部に災害対策本部を設置するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、関係機関にその旨連絡する。

②　要員の派遣

市に対策本部等が設置されたときは、必要に応じて職員を派遣し、関係機関等との協力体制を確保する。

③　巡視船艇・航空機の動員

必要に応じ巡視船艇及び航空機に所要の資機材を搭載し、被害の発生が予想される周辺海域に出動させる。

⑵　情報の収集及び伝達・周知

①　情報の収集

ア　津波警報が発表されたとき、その他必要と認めるときは、関係機関等と密接な連絡をとり情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。

イ　被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、巡視船艇、航空機等を活用し、次に掲げる事項に関して情報収集するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。

この場合、陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部における被害状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急活動の実施に支障を来たさない範囲において行う。

(ｱ)　海上及び沿岸部における被害状況

(ｲ)　陸上における被害状況

(ｳ)　震源域付近海域における海底地形変動等の状況

②　情報の伝達・周知

収集した情報は、必要に応じて関係機関等に伝達する。

⑶　警報等の伝達・周知

①　地震、津波等に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚及び巡視船艇及び航空機による巡回等により、航行船舶、被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶並びに被害が予想される沿岸地域の住民、関係事業者等に対して直ちに周知する。

②　航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報を行い、船舶等に対して周知する。

③　大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により船舶等に周知する。

⑷　海難救助等

①　船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機により捜索救助を行う。

②　船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。

③　危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

④　海上における行方不明者の捜索を行う。

⑤　救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要と認めるときは、自衛隊に対して救助等の要請を行う。

⑸　流出油等の防除

①　船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇、航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

②　防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

③　緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。

④　危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置

○　防除対策推進のための組織体制の整備
○　オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達
○　防除作業の実施、援助及び協力
○　住民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難指示及び陸上交通規制等の措置

⑹　海上交通安全の確保

①　津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶等に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を指示するとともに必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。

②　港内等船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

③　海難の発生により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通

を制限し、又は禁止する。

④　船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

⑤　水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

⑥　航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

⑺　危険物の保安措置

①　危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

②　危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

③　危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

⑻　警戒区域の設定等

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第 63 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。また、警戒区域を設定したときは、直ちに市長にその旨を通知する。

⑼　治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

①　災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

②　警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

⑽　関係機関等への支援

①　緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

②　物資の無償貸付け又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して物品を無償で貸付け又は譲与する。

③　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供及び災害応急対策従事者に対する宿泊場所の提供等を行う。

４　関係機関との協力

地震、津波等による海上災害に対処するため、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、県、市、警察、

消防、自衛隊等はそれぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。

⑴　市・県

①　被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。

②　港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。

③　第九管区海上保安本部の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。

④　第九管区海上保安本部の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

⑵　県警察

①　関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。

②　油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。

③　関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示及び避難誘導に当たる。

⑶　消防機関

①　関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。

②　初期消火、延焼の防止に当たっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。

③　負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。

④　流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。

⑤　関係機関の協力を得て、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

⑷　自衛隊

①　第九管区海上保安本部及び市・県からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。

②　被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

⑸　北陸地方整備局

①　関係機関と連絡をとり流出油の防除等災害応急対策に協力する。

②　第九管区海上保安本部等が撮影した画像情報の関係機関へ伝送等について協力する。

⑹　日本赤十字社

関係機関と連絡をとり負傷者の救護に当たる。

第 20 節　消火活動

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班

１　計画の方針

⑴　基本方針

津波浸水区域外の津波火災の飛び火や家屋等の倒壊等による同時多発火災に対し、市民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

津波襲来のおそれがある時は、まずは避難等の身の安全の確保を優先する。

消火活動は、パトロールの実施、火災対応優先の活動、退避時間の徹底を基本とし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 20 節　消火活動」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 21 節　水防活動

担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、土木班、農林水産班

１　計画の方針

津波又は地震により、堤防、護岸、水門、樋管など、河川、海岸又はため池等の施設に被害が生じ、又は生じるおそれがあるときで、水防活動を行う必要がある場合、市（水防管理団体）、県及び国は必要な措置をとるものとする。

このとき、水防活動に従事する者の避難時間の確保など、安全を確保した上で、避難誘導及び水防活動を実施しなければならない。

２　業務の内容

津波に対する水防活動については、水防計画の定めるところによる。

３　水防警報及び水防情報の提供を行う河川

水防警報及び水防情報の提供を行う河川については、水防計画の定めるところによる。

第 22 節　救急・救助活動

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波により被災した市民等に対し、市、県、県警察、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、被害が甚大であり広域にわたる場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊、新潟ＤＭＡＴ等の関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 20 節　救急・救助活動」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 23 節　医療救護活動

担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波により多数の負傷者が発生したとき、市は、（一社）上越医師会、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得て、災害から市民の生命、健康を守るために円滑な医療救護活動を行う。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 21 節　医療救護活動」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 24 節　遺体等の捜索・処理・埋葬

担当：福祉・医療班、情報収集・統括班

１　計画の方針

⑴　基本方針

大規模な地震又は津波では、建造物の倒壊、火災、津波等により、多くの死者を出すことがある。市は関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 22 節　遺体等の捜索・処理・埋葬」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 25 節　防疫及び保健衛生対策

担当：福祉・医療班、情報収集・統括班、調整・渉外班

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により心身の健康に不調を来し、感染症が発生しやすくなることから関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 23 節　防疫及び保健衛生対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 26 節　廃棄物処理対策

担当：生活環境班、情報収集・統括班、調整・渉外班

１　計画の方針

⑴　基本方針

大量に発生する生活ごみや災害がれき類、し尿等を適切かつ迅速に処理し、生活環境の保全及び市民生活の早期安定を確保する必要があるため、県・国や関係機関と連携し、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき廃棄物処理を円滑に実施する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 24 節　廃棄物処理対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 27 節　学校における応急対策

担当：教育班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波発生時、学校（幼稚園・保育園を含む。以下同じ。）における園児、児童、生徒（以下、本節において「生徒等」という。）、教職員等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

なお、津波による浸水が予想されている地域においては、生徒等、教職員等の安全確保を優先する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 2 章「第 25 節　学校における応急対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 28 節　園児・児童・生徒に対するこころのケア対策

担当：教育班、情報収集・統括班、調整・渉外班、福祉・医療班

１　計画の方針

⑴　基本方針

園児、児童、生徒（以下、本節において「生徒等」という。）の精神的健康状態を的確に把握するとともに、精神的不調等に適切に対応することで、こころの健康保持・増進に努める。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 2 章「第 26 節　園児・児童・生徒に対するこころのケア対策」を準用する。

この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 29 節　被災建築物応急危険度判定

担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 27 節　被災建築物応急危険度判定」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 30 節　被災宅地危険度判定

担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波により宅地被害が広範囲に発生した場合において、被害の状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止するため、宅地被害に関する情報と「被災宅地危険度判定マニュアル」に基づき危険度判定を実施する。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 2 章「第 28 節　被災宅地危険度判定」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 31 節　被害家屋調査・罹災証明書の発行

担当：被害状況調査班、情報収集・統括班、被害状況集約班

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波発生後、被害状況の把握及び罹災証明書の円滑な発行を図るため、早期に建物の被害調査を実施するとともに、罹災台帳を作成し、被災者からの申請に備える。また、建物の被害認定結果が各種支援制度の基準となることから、適正な被害認定ができる体制の整備に努める。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 2 章「第 29 節　被害家屋調査・罹災証明書の発行」を準用する。

この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 32 節　公衆通信の確保（電話）

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班

１　計画の方針

⑴　基本方針

通信設備等を災害から防護するとともに、市、県、関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 30 節　公衆通信の確保（電話）」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 33 節　電力供給応急対策

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班

１　計画の方針

⑴　基本方針

東北電力ネットワーク㈱は災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から市民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 31 節　電力供給応急対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 34 節　ガスの安全、供給対策

担当：ガス水道班、情報収集・統括班、調整・渉外班

１　計画の方針

⑴　基本方針

市（都市ガス事業、ＬＰガス事業）及びＬＰガス事業者は、津波発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

また、市は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 32 節　ガスの安全、供給対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 35 節　給水・上水道施設の応急対策

担当：ガス水道班、情報収集・統括班、調整・渉外班

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害時において飲料水等の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保、防災井戸の存在等について広報し、市民の不安解消に努める。

なお、報道機関への情報提供について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 33 節　給水・上水道施設の応急対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 36 節　下水道等施設の応急対策

担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、ガス水道班

１　計画の方針

⑴　基本方針

下水道等（公共下水道、農業集落排水）施設は、被災時には被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要することから、市民生活に与える影響が大きい。

このため、施設の被害状況を速やかに把握するとともに、ポンプ施設、処理場においては最小限の機能回復を行い、復旧対策までの一時的な下水道機能を確保する。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 34 節　下水道等施設の応急対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 37 節　工業用水道施設の応急対策

担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班

１　計画の方針

⑴　基本方針

工業用水道の給水先には、社会・経済に不可欠な石油化学、石油精製、鉄鋼、金属等の産業のほか、市民生活に直接結びついているライフラインの電力等も含まれている。これらの産業の生産中断は、地域経済のみならず直接市民生活にも多大な影響をもたらす。

復旧に当たっては、被害状況を把握して二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水確保に向けて順次施設を復旧することとする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 2 章「第 35 節　工業用水道施設の応急対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 38 節　危険物等施設の応急対策

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、生活環境班

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波発生による、危険物施設等の破損や漂流物の衝突により危険物等が漏えいした場合、火災・爆発による二次災害が発生し、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。従って、危険物等施設については、津波による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する危険防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力し、これら施設の被害を軽減するための対策を確立しておく。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 36 節　危険物等施設の応急対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 39 節　道路・橋梁・トンネル等の応急対策

担当：土木班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班

１　計画の方針

⑴　基本方針

道路管理者等は、被災状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について「上越市道路災害対応マニュアル」に基づき道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 37 節　道路・橋梁・トンネル等の応急対策」を準用する。

この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 40 節　港湾・漁港施設の応急対策

担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波により港湾・漁港施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。

これらの施設については、地震又は津波による施設の損壊場所の機能確保のための応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らない。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 38 節　港湾・漁港施設の応急対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 41 節　鉄道事業者の応急対策

担当：情報収集・統括班、調整・渉外班

１　計画の方針

⑴　基本方針

東日本旅客鉄道㈱、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱、北越急行㈱及びえちごトキめき鉄道㈱（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震又は津波が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 2 章「第 39 節　鉄道事業者の応急対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。⑵　要配慮者に対する配慮

第 42 節　治山・砂防施設等の応急対策

担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班、農林水産班

１　計画の方針

⑴　基本方針

治山、砂防等の管理者は、震災時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 2 章「第 40 節　治山・砂防施設等の応急対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 43 節　河川・海岸施設の応急対策

担当：土木班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班

１　計画の方針

⑴　基本方針

河川・海岸等の管理者は、震災時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

また、津波により湛水が広範囲に長期間継続する場合は、行方不明者の捜索や道路啓開などの復旧活動の支障となるため、緊急排水対策を実施する。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らない。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 41 節　河川・海岸施設の応急対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 44 節　農地・農業用施設の応急対策

担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班

１　計画の方針

⑴　基本方針

農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の管理者は、地震又は津波による被害を軽減するための措置を行うとともに、津波発生時には関係機関と連携し、津波浸水区域内の各管理施設等を対象に被害状況の把握・報告及び応急対策を速やかに実施し、機能確保に努める。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 42 節　農地・農業用施設の応急対策」を準用する。この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 45 節　農林水産業応急対策

担当：農林水産班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波災害においては、農林水産業生産基盤の被災、農林水産業用施設の損壊、家畜等のへい死及び飼養施設の損壊等が予想されることから、市は、農林水産業関係団体等と緊密な連携をとり、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 2 章「第 43 節　農林水産業応急対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 46 節　商工業応急対策

担当：産業観光班、情報収集・統括班、調整・渉外班、被害状況集約班、一般被害調査班

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波災害における商工業にかかる事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を図るとともに、緊急時における企業活動への支援を行う。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 44 節　商工業応急対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 47 節　文化財等応急対策

担当：教育班、情報収集・統括班、被害状況集約班、一般被害調査班

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波災害から、文化財所有者をはじめとする関係機関は、文化財を保護し、その文化的価値がより失われないよう必要な措置をとる。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 2 章「第 45 節　文化財等応急対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 48 節　障害物処理対策

担当：土木班、情報収集・統括班、農林水産班、生活環境班

１　計画の方針

⑴　基本方針

地震又は津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保する。

ただし、津波が襲来している間は、津波浸水区域内での活動が困難なことから、津波浸水区域外での災害対応を優先する。また、津波警報報継続中は、津波浸水区域内には入らないこととする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 46 節　障害物処理対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 49 節　ボランティア受入れ

担当：ボランティア班、情報収集・統括班

１　計画の方針

⑴　基本方針

上越市社会福祉協議会は、災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

なお、災害ボランティア活動は上越市社会福祉協議会が主体となって各種団体やボランティアの協力を得て行うものとする。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 47 節　ボランティア受入れ」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 50 節　義援金の受入れ・配分

担当：義援金班、福祉・医療班、情報収集・統括班、広報・記録班

１　義援金の受入れ・配分

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入れ体制及び配分方法等を定め、迅速かつ適切に被災者に配分する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 2 章「第 48 節　義援金の受入れ・配分」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 51 節　義援物資対策

担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班

１　計画の方針

⑴　基本方針

被災者ニーズに沿った物資を的確に把握するとともに、全国から寄せられる大量の義援物資について、その受入れ体制及び保管方法等をあらかじめ定める。

ただし、大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としているものの情報の的確な発信するとともに、可能な限り義援金での支援を呼びかける。また、民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 2 章「第 49 節　義援物資対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 52 節　住宅応急対策

担当：土木班、情報収集・統括班、被害状況集約班、被害状況調査班

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 50 節　住宅応急対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第 53 節　災害救助法による救助

担当：情報収集・統括班、広報・記録班

１　計画の方針

⑴　基本方針

災害救助法（以下、本節において「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第２章「第 51 節　災害救助法による救助」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　民生安定化対策

１　計画の方針

市、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業の斡旋、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第３章「第１節　民生安定化対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第２節　融資・貸付その他資金等による支援

１　計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第 2 部　第 3 章「第 2 節　融資・貸付その他資金等による支援」を準用する。

この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第３節　公共施設等災害復旧対策

１　計画の方針

公共施設等の津波による被害を早期に復旧するため的確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代理制度による支援を要請する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第３章「第３節　公共施設等災害復旧対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第４節　災害復興対策

１　計画の方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県、市民、民間事業者等と協力して速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

なお、計画の策定に当たっては、地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

具体的な計画は、地震災害対策編　第２部　第３章「第４節　災害復興対策」を準用する。
この場合、「地震」とあるものは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

上越市地域防災計画　津波災害対策編

令和８年 10 月作成

編集・発行　　上 越 市 防 災 会 議

（事務局　上越市防災危機管理部市民安全課）

〒943-8601 新潟県上越市木田１丁目１番３号

ＴＥＬ　025-520-5660（直通）

ＦＡＸ　025-526-5061（直通）

E-mail　shimin-anzen@city.joetsu.lg.jp